



取手市 緑の基本計画

令和元年 9 月

取 手 市

目 次

序章 「取手市緑の基本計画」の策定に当たって	1
1 緑の基本計画の概要	1
1-1 緑の基本計画とは	1
1-2 計画策定の背景	2
1-3 計画策定の目的	3
1-4 計画の位置づけ	4
1-5 計画期間	4
1-6 対象とする「緑地」と「みどり」	5
2 上位・関連計画の整理	6
2-1 第六次取手市総合計画（平成 28 年 3 月）	6
2-2 取手市国土利用計画（平成 22 年 12 月）	6
2-3 取手市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）	7
2-4 取手市環境基本計画（平成 27 年改訂）	8
2-5 取手市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）	8
2-6 取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）	9
2-7 取手市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 7 月）	9
2-8 取手市地域防災計画（平成 29 年 3 月 18 日改定）	10
3 前計画の評価	11
3-1 前計画の目標	11
3-2 前計画に基づく取り組み状況	13
1 章 取手市の緑の現況と課題	17
1 本市の緑に関する現況及び問題点・課題	17
1-1 緑の現況	17
1-2 課題と対応の方向性の整理	21
2 緑の基本計画策定の方向性	36
2 章 「みどり」の将来像と目標	37
1 「みどり」の将来の姿	37
1-1 計画の基本理念	37
1-2 計画の基本方針	39
1-3 「みどり」の将来像	43
2 「みどり」の将来目標	46
2-1 計画のフレーム	46
2-2 「みどり」の目標水準	47
3 章 「みどり」の施策の展開	48
1-1 施策の方向性と内容	48

4章 地域別の方針	64
1-1 取手駅周辺地域	65
1-2 藤代駅周辺地域	67
1-3 国道沿道地域	69
1-4 北部地域	71
1-5 東部地域	73
1-6 西部地域	75
5章 公園配置計画	77
6章 緑化重点地区	81
1 緑化重点地区の概要	81
2 緑化重点地区の設定	81
3 現状と課題	82
3-1 みどりの整備状況	82
3-2 重点地区における課題	82
4 緑化施策	83
4-1 整備方針	83
4-2 緑化の推進に係る施策	83
7章 計画の推進	85
1 優先的施策（案）	86
1-1 井野小学校跡地の整備・活用	86
1-2 市民ニーズを踏まえた公園施設等の整備	86
1-3 みどりを守り育てる市民意識の醸成	87
2 計画の進行管理	89
2-1 緑の基本計画に関する計画の進行管理	89
資料	90
1 緑を推進する施策の一覧表	90
2 用語解説	93

序章

「取手市緑の基本計画」の策定に当たって

1 緑の基本計画の概要

1-1 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法※第4条に「当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定された法定計画です。都市における緑地の保全・整備の総合的なマスタープランとして、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、緑地の保全及び緑化の目標、緑化の推進のための施策、市が設置する都市公園※の整備の方針、その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針等について定めるものです。

合併前の旧取手市では、平成10年3月に「取手市緑の基本計画」を策定し、「人・自然が輝く文化都市・取手」を基本理念に掲げ、目標年次を平成27年として計画の実現に努めてきました。また旧藤代町では、昭和60年に「21みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）※」を策定し、緑のネットワーク※の基本構想を立案しています。

これらの前計画策定以降、人口減少時代への転換や経済の安定期への移行、量から質が重視される価値観への変化等、社会情勢は大きく変化しています。取手市においても平成17年の旧取手市と旧藤代町の合併を経て、上位計画である「第六次取手市総合計画※」や「取手市都市計画マスタープラン※」、関連計画である「取手市環境基本計画※」等を改定しました。緑の基本計画は、これらの計画との整合を図りつつ、質を重視する時代の要請に合った計画とするため、第六次取手市総合計画※で計画の策定が位置づけられています。

1-2 計画策定の背景

都市における緑は、景観・環境・防災・体験・にぎわい等、様々な役割を果たしています。また、人口減少を背景に利用されなくなった空き地が増加する一方で開発により緑が失われる等、近年大きく変化している緑を取り巻く環境を受けて、平成 29 年度には都市緑地法[※]等の改正が行われています。このような背景を踏まえ、緑の基本計画の策定が必要となりました。

背景	◆まちづくりに当たって、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペース[※]は多様な機能を有する場となっています ⇒＜多様な機能＞景観（潤い）、環境（雨水貯留、生物多様性[※]）、防災（延焼防止、避難）、体験・学習・交流、にぎわい など ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化しています ⇒・一人当たり公園面積が少ない地域の存在、開発による緑の減少等の量的課題 ・施設の老朽化による公園の魅力低下、公園空間の有効活用・質的向上の制約となる制限 ⇒・一方で、使い道が失われた空き地が増加 ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等が困難な状況となっています
----	---

関連法令名	改正のポイント	概要
都市緑地法 [※]	●緑地・広場の創出 ・民間による市民緑地[※]の整備を促す制度の創設 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充	民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペース [※] の整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法 [※] 等の法律を改正
都市公園法 [※] 等	●都市公園[※]の再生・活性化 ・都市公園[※]で保育所等の設置を可能に ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設（Park-PFI） ・公園内のPFI事業[※]に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年） ・公園の活性化に関する協議会の設置	
生産緑地法 [※] ・都市計画法 [※] ・建築基準法 [※]	●都市農地の保全・活用 ・生産緑地地区[※]の一律 500 m²の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に（300 m²を下限） ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設	

出典：国土交通省資料をもとに作成

1-3 計画策定の目的

近年の環境問題に関する関心の高まりや、自然とのふれあいに対する市民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園※の整備等の都市計画制度※に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、ボランティア活動、各種イベント等の都市計画制度※によらない施策や取組を体系的に位置づけ、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要となっています。

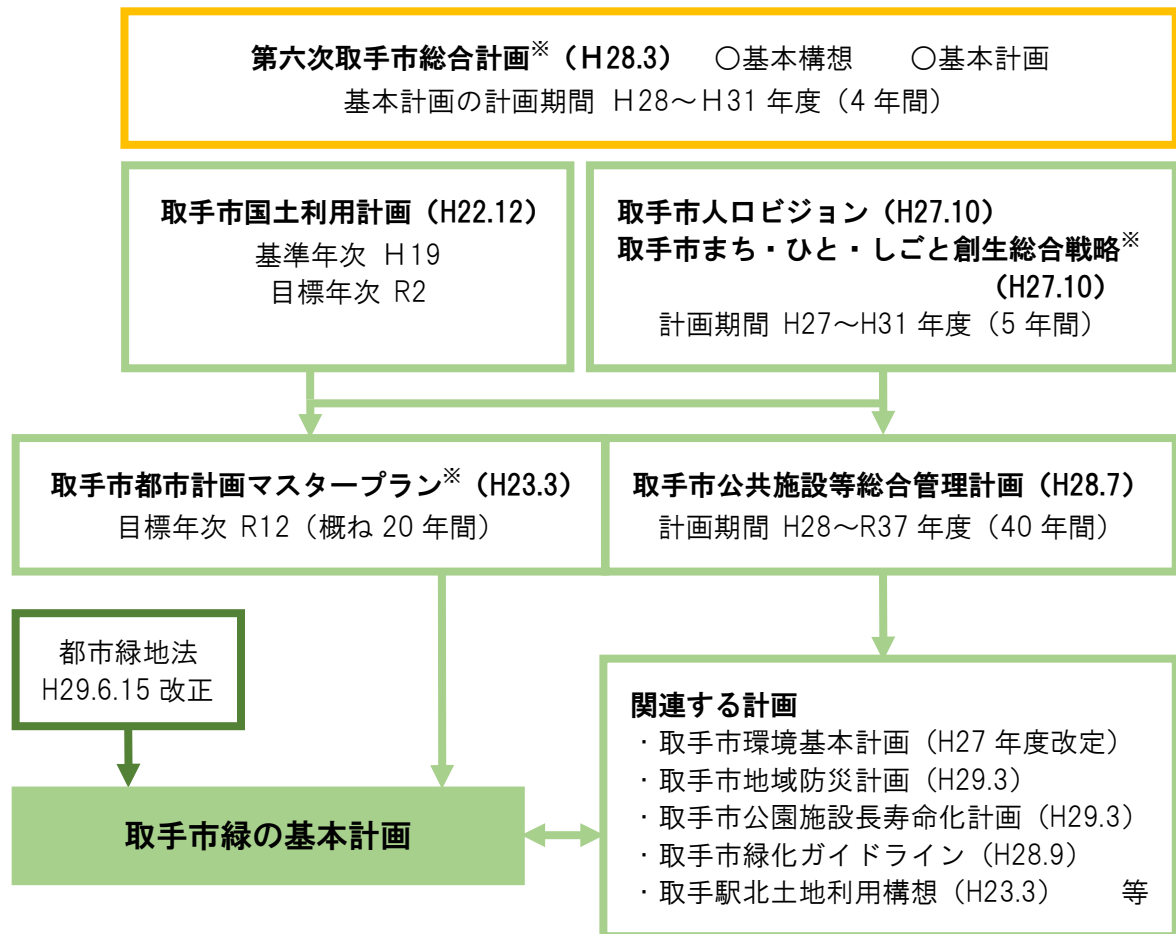
このため、市内の緑の現状を明らかにし、関係主体の取り組みの方向性を明確にして、緑の保全と緑化の推進を図るための指針となる新たな「取手市緑の基本計画」を策定することとしました。

新たな「取手市緑の基本計画」では、地域の実情を十分に勘案し、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、産学官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的に展開することを目的としています。

1-4 計画の位置づけ

本計画では、「第六次取手市総合計画※」及び、「取手市都市計画マスタープラン※」やその他関連計画との整合を図ります。

■計画の位置づけ



1-5 計画期間

本計画の計画期間は、都市計画が概ね 20 年先の将来を見据えて計画されることを鑑み、長期的な将来を見据えて、目標年次を令和 20 年（2038 年）とします。ただし、社会情勢の変化等によって、内容の修正が必要となった場合においては、本計画も随時見直していきます。

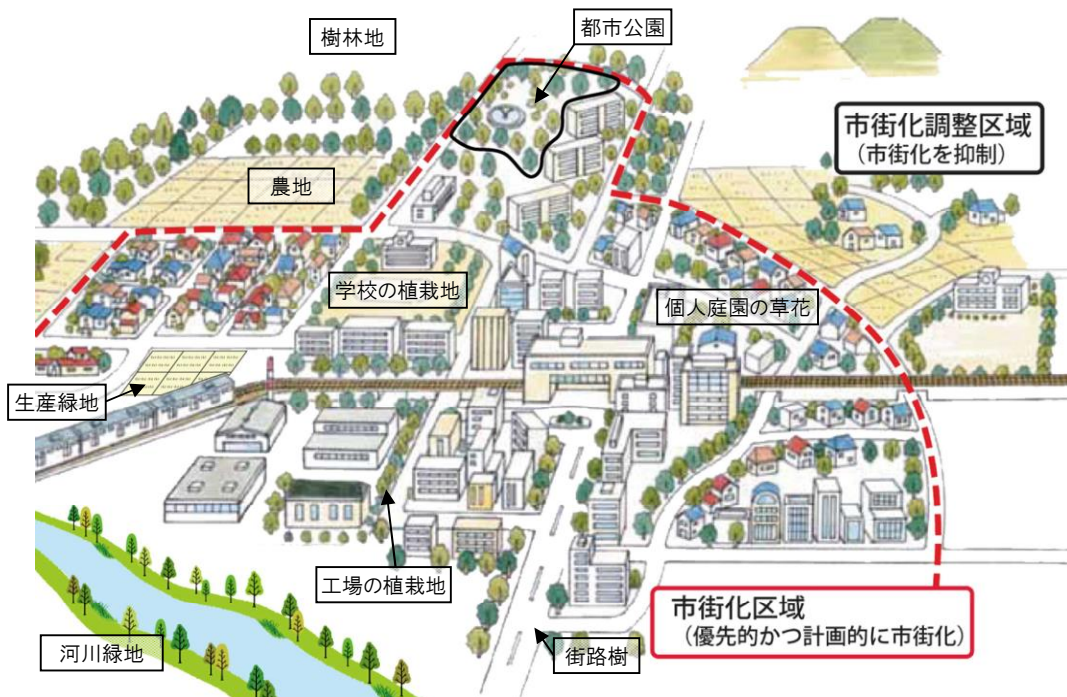
1-6 対象とする「緑地」と「みどり」

「緑の基本計画」では、街路樹等の植栽帯や学校・事業所等の植栽地、さらには個人庭園の草花等、市内の「みどり」を広く対象とします。

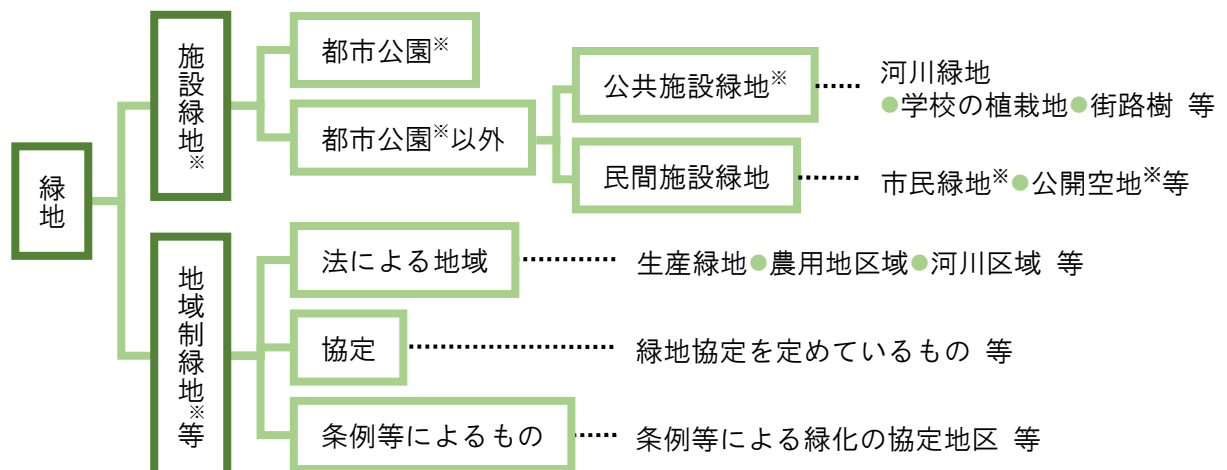
また、これらの「みどり」が分布する土地として、樹林地、農地、草地、河川・湖沼、水辺地やこれらを有する都市公園※、さらには法によって自然環境が保全される空間も含めた、「緑地」を広く対象とし、体系的に「緑地」や「みどり」を整理しています。

このように、本計画において対象とする緑は、「緑地」および「みどり」を広く対象としています。

■対象とする緑のイメージ



■対象とする緑地



2 上位・関連計画の整理

2-1 第六次取手市総合計画（平成 28 年 3 月）

上位計画である第六次取手市総合計画※では、「残された緑地・樹木等の保全事業」が重点事業として掲げられています。

将来都市像 ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで
まちづくりの基本方針 1 健やかで、安らぎと温もりのあるまちづくり 2 豊かなところと個性を育むまちづくり 3 活気と魅力あふれる元気なまちづくり 4 都市と自然が調和した環境のまちづくり 5 快適で、安心できるまちづくり 6 自主・自律、未来をひらくまちづくり
（関連個所の抜粋） テーマ 1 活力の創出 戦略 1：地域活性化の推進 重点施策 2 魅力ある市街地の形成 <u>重点事業 残された緑地・樹木等の保全事業</u> 緑の基本計画を策定し、緑の保全・活用・整備を一体的に進め、身近な場所で自然と親しめるように、市街地や市街地周辺の台地部と低地部の境に残された斜面林の保全に努め、自然と調和した潤いのある居住環境の整備を推進します。

2-2 取手市国土利用計画（平成 22 年 12 月）

国土利用計画では、市街地内・外の自然的土地利用について、保全・管理を推進することとされています。

土地利用の基本理念 人と自然が共生し、芸術の香りが漂い、賑わいと活力に満ちたまち“とりで”
（関連個所の抜粋） 「土地利用の基本的な考え方」より 自然的土地利用については、市街地内に残存するものも含め、積極的な保全を基調とします。特に、市街化調整区域※を中心とした農地・緑地等の一団の自然的土地利用については、適切な保全・管理を推進し、うるおいのある都市環境の形成に努めます。

2-3 取手市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）

都市計画マスタープラン※では、将来都市構造図※における緑と水辺の拠点の設定、公園・緑地の整備方針が掲げられています。

将来都市像

水・緑・文化がいきづき 人と都市(まち)が躍動する「とりで」

都市づくりの基本理念

生活・産業・自然が調和し
安心して住み続けることのできる快適な都市づくり

■将来都市構造図



公園・緑地の整備方針

- a 利根川や小貝川、古利根などを活用した、魅力的な水辺環境の創出。
- b スポーツやレクリエーションなどの場としても利用できる
緑と水辺の拠点などの形成。
- c 市民が身近に感じ、日常的に利用できる各種公園などの整備。
- d 地域特性に応じた緑地の保全と創出。
- e 緑と水辺の拠点等から身近な公園や緑地を結ぶ
水と緑のネットワーク※の形成。

2-4 取手市環境基本計画（平成 27 年改訂）

環境基本計画※では、みどりの保全、公園・緑地と街路樹の整備の取組み内容がそれぞれ位置付けられています。

計画の基本理念	
きれいな水と豊かな自然…みんなでつくる環境と共生するまち	
計画項目	取り組み
I-1-1 みどりの保全	I-1-1-1 斜面林の保全 I-1-1-2 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全 I-1-1-3 河畔林※や河畔の草地の保全 I-1-1-4 保存緑地・保存樹木等指定制度の拡充 I-1-1-5 遊休農地を活用した環境保全活動
I-4-1 公園・緑地と 街路樹の整備	I-4-1-1 市民のニーズに沿った公園・緑地の整備 I-4-1-2 公共的スペースの緑化 I-4-1-3 緑化植物の植栽、管理等のガイドラインの作成

2-5 取手市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）

人口ビジョンでは、将来人口目標が設定されています。

将来人口目標の設定

将来人口のシミュレーションの結果に対し、合計特殊出生率の向上策と転入促進／転出抑制策の同時展開、子ども（0～4 歳）の数を令和 16 年時点で市推計の 1.5 倍確保できるとして、

市の将来人口目標は、「令和 22（2040）年に人口約 9 万人を維持」とする。

（年齢バランスも考慮する）

2-6 取手市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）

まち・ひと・しごと創生総合戦略※では、「定住」項目でみどりの保全に触れています。

基本目標 2 『定住』

①魅力ある住環境の整備

魅力ある市街地を整備していくため、緑の観点から保存緑地や保存樹木など、残された緑地や樹木、公園を保全していくことで、水と緑に囲まれた住みやすい取手市の環境を守っていきます。

2-7 取手市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 7 月）

公共施設等総合管理計画※では、公園等を含む公共施設の管理について、厳しい財政状況を踏まえ機能維持のための長寿命化やコスト縮減を図ることとしています。

計画の基本理念

理念 1 時代や地域の変化に対応した市民サービスを継続的に提供する

理念 2 将来世代に負担を先送りしない

理念 3 市民と行政が共に進める公共施設の未来

基本方針

方針 1 施設需要の変化に応じた質と量の最適化

方針 2 計画的な保全による財政負担の軽減・平準化

方針 3 市民等との協働※とマネジメント体制の構築

インフラは、公共施設のように統合、複合化、多機能化等を行うことができないため、厳しい財政状況下で必要な機能を維持していくには、計画的な予防保全管理を行い施設の長寿命化を図ることで、中長期的なライフサイクルコスト※の縮減や費用負担の平準化を図っていきます。

2-8 取手市地域防災計画（平成 29 年 3 月 18 日改定）

地域防災計画※では、避難場所として公園や小学校等が 34 箇所、広域避難場所は 7 箇所が指定されています。

計画の目的

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持する

基本方針

- ①市民力、地域力「自助」「共助」の向上
- ②市の防災力「公助」の向上
- ③組織力、システム力の向上

基本目標

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に強い人づくり
- (3) 災害に強いシステムづくり

本市の避難場所は 34 箇所、広域避難場所は 7 箇所あり、市内に分散配置されている。

■避難場所等分布図



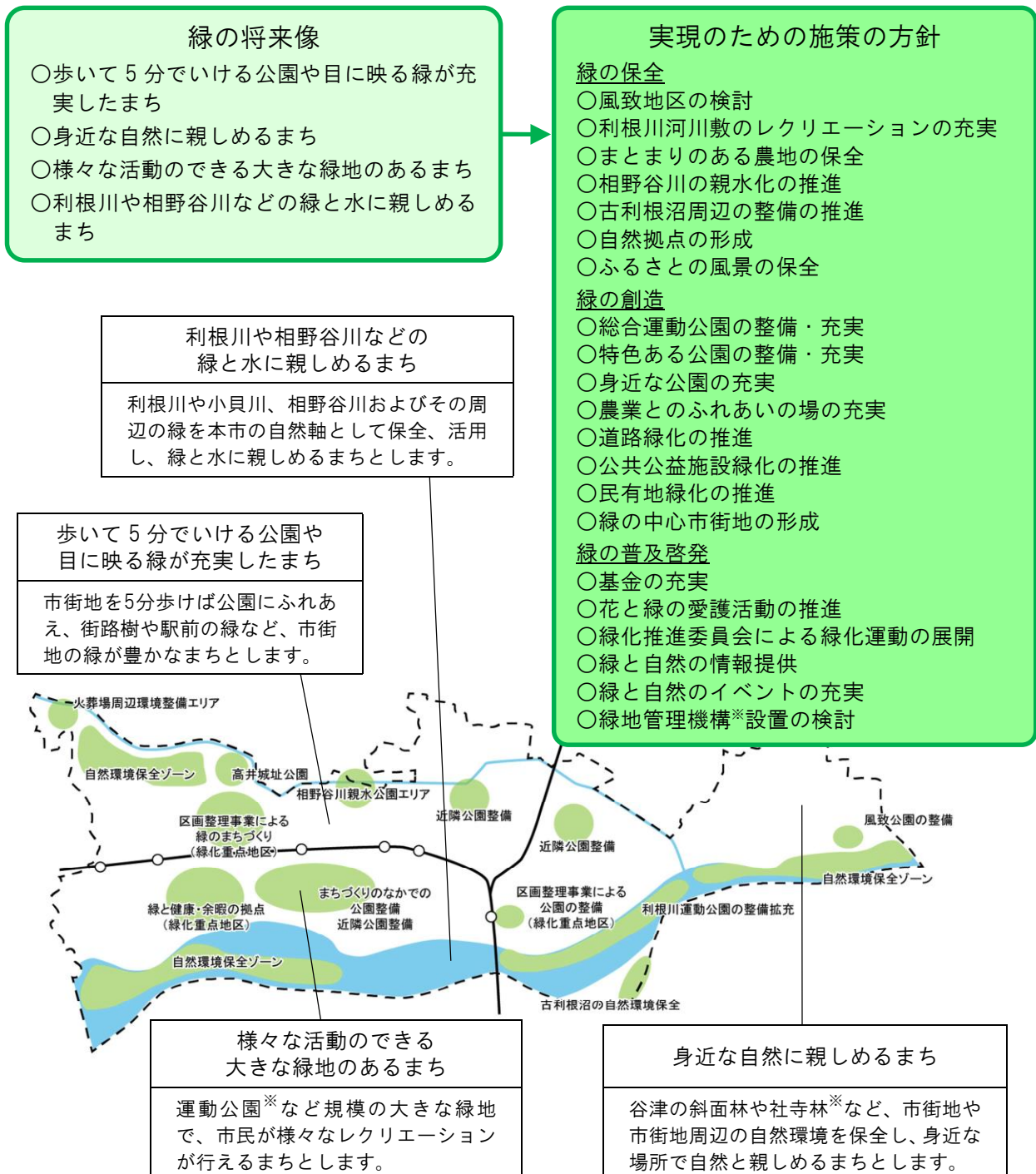
3 前計画の評価

3-1 前計画の目標

前計画は、旧取手市で「取手市緑の基本計画策定調査（H10.3）」、旧藤代町で「21 みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）※（S60）」が策定されています。

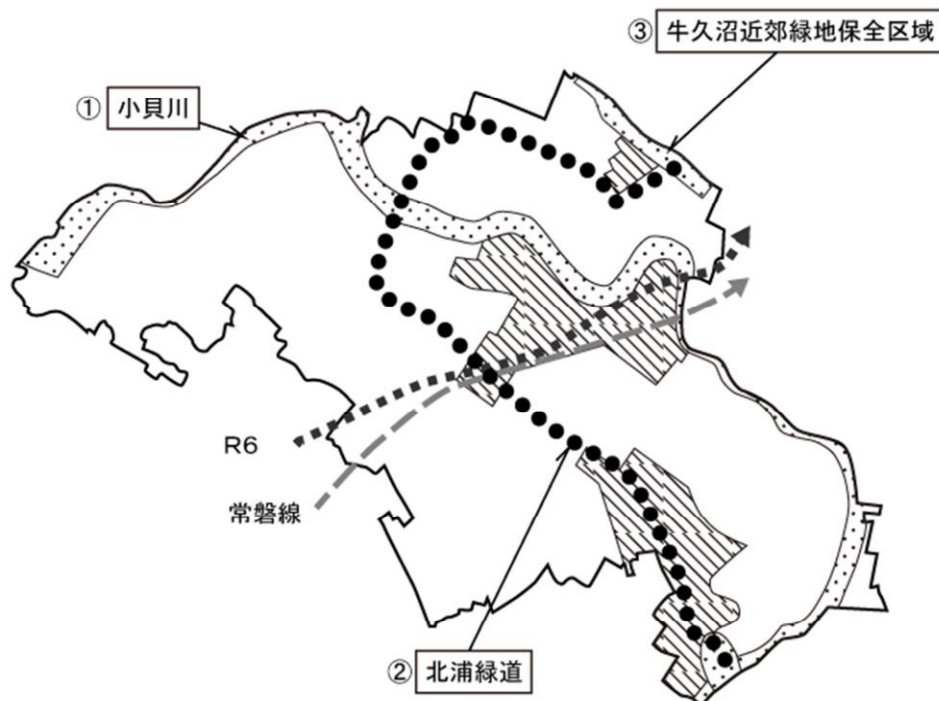
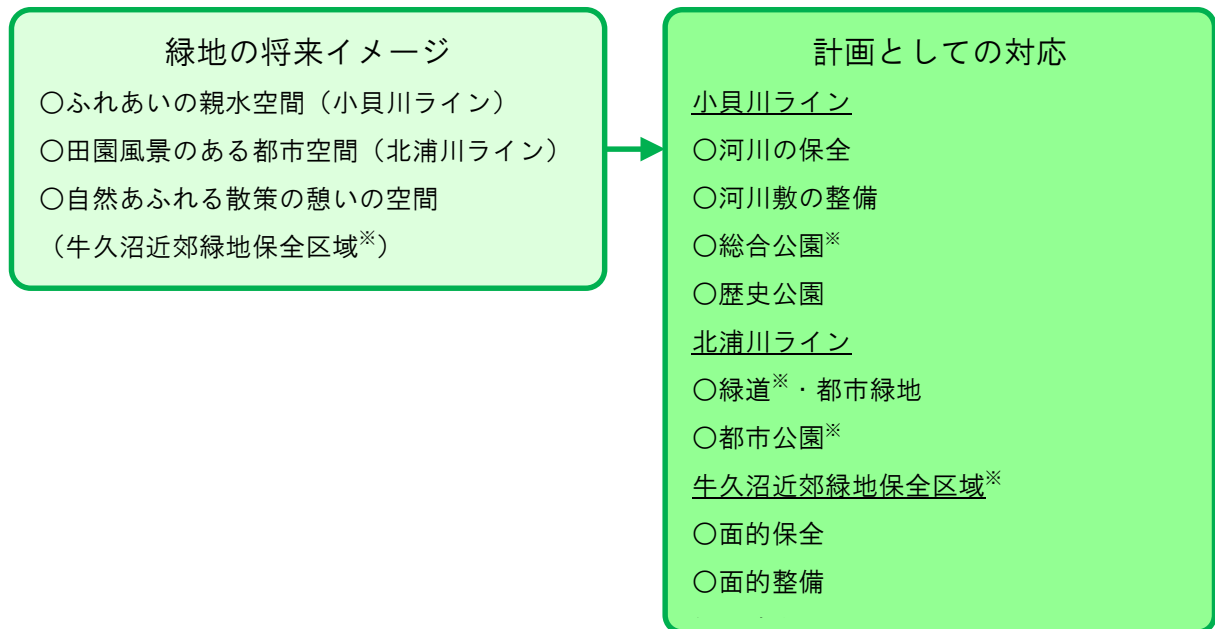
（１）「取手市緑の基本計画策定調査（H10.3）」における緑の将来像と実現のための施策の方針

[計画の目標年次：平成 27 年度]



(2) 「21 みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）※
（S60）」における将来イメージと計画としての対応

[計画の目標年次：昭和 75 年度（2000 年）]



3-2 前計画に基づく取り組み状況

前計画の取り組み状況として、施策の実施状況を整理しました。

(1) 前計画における施策への取り組み状況

旧取手市の緑の基本計画は、3つの基本方針の中の50の施策方針のうち、49の施策方針は実施もしくは一部実施し、残る1の施策方針については未実施となっています。

施策の達成状況は9割を超えている状況で、市民アンケートの結果においても、「取手市の自然環境が恵まれていると思いますか」の問に対して、7割以上の市民が「そう思う・どちらかということそう思う」と回答し、市民の満足度に繋がっています。

実施に至らなかったものとして、「目に映りやすい緑の倍増」があります。街路樹が植栽できない区間への緑化を検討しましたが、安全性が確保できないといった理由から未実施となっています。

旧藤代町の前計画は、4つの基本構想の中の16の方針等のうち、14の施策方針については実施もしくは一部実施し、残る2の方針については未実施となっています。未実施の理由としては、各構想の実施検討段階において、関連計画に変更があった等、他の施策の対応等により必要性がなくなったものが挙げられます。

	基 本 方 針・基 本 構 想			実施	未実施	計
旧 取 手 市	1 緑の保全	自然との共生を図れる豊かな自然輝く街づくり	○利根川自然軸・相野谷川自然軸の骨格となる緑の保全	12	0	12
			○市街地および周辺の豊かな自然の保全と活用	4	0	4
			計	16	0	16
	2 緑の創造	緑の中で充実した生活をおくれる街づくり	○都市公園等の機能の充実	11	0	11
			○目に映りやすい緑の倍増	14	1	15
			計	25	1	26
	3 緑の普及啓発	みんなで取り組む緑の街づくり	○緑を守り育てる仕組みの充実	4	0	4
			○普及啓発活動の充実	4	0	4
			計	8	0	8
	合 計			49	1	50
旧 藤 代 町	1 緑地構想パターン	緑地軸の位置づけと計画パターン 緑地軸①小貝川ライン②北浦川ライン ③牛久沼近郊緑地保全区域④神之浦未利用地	3	1	4	
	2 緑のネットワーク※ の基本方針	緑のネットワーク配置方針 ①歴史的風土②都市公園③河川④緑地	4	0	4	
	3 緑のネットワーク※	点的視点、線の視点、面的視点、 緑のネットワーク構想	4	0	4	
	4 小貝川河川敷の計画	計画テーマの設定と展開	3	1	4	
	合 計			14	2	16

(2) 緑に関する市民意向調査結果

毎年実施されている取手市市民アンケート調査において、自然環境や緑についてのアンケートを行っています。その結果から取手市の緑に対する市民意向を整理しました。

問-1 あなたは、取手地域の自然環境は恵まれている（充実している）と思いますか。

→自然環境は恵まれている、もしくは充実していると考える市民が約7～8割に上っています。

自然環境には恵まれている、もしくは充実していると考える市民が多いと考えられます。

問-2 あなたは、利根川・小貝川などの河川敷や水辺に親しみを感じていますか。

→利根川・小貝川などの河川敷や水辺に親しみを感ずる市民が多く、平成24年の時点では約7割の市民が親しみを感じていましたが、5年間で年々減少し、平成28年には約6割となりました。平成29年は平成28年から横ばいの傾向です。

河川敷や水辺に親しみを感ずる市民が減少傾向にあることから、整備・管理が不足している状況が考えられます。

問-3 あなたの身近にある公園は充実していると思いますか。

→身近にある公園が充実していると考える市民は少なく、2～3割程度となっていますが、平成24年から平成28年の5年間で充実していると考える市民が増加傾向にあります。平成29年は平成28年から横ばいの傾向です。

(3) に示す図の通り街区公園※、近隣公園※等の整備が進み、公園が充実していると考える市民が増加していると考えられます。

出典：取手市ホームページ（市民意識調査）

(3) 都市公園※の整備状況

街区公園※・近隣公園※・地区公園※を中心に、面積ベースで着実に整備が進んでいます。

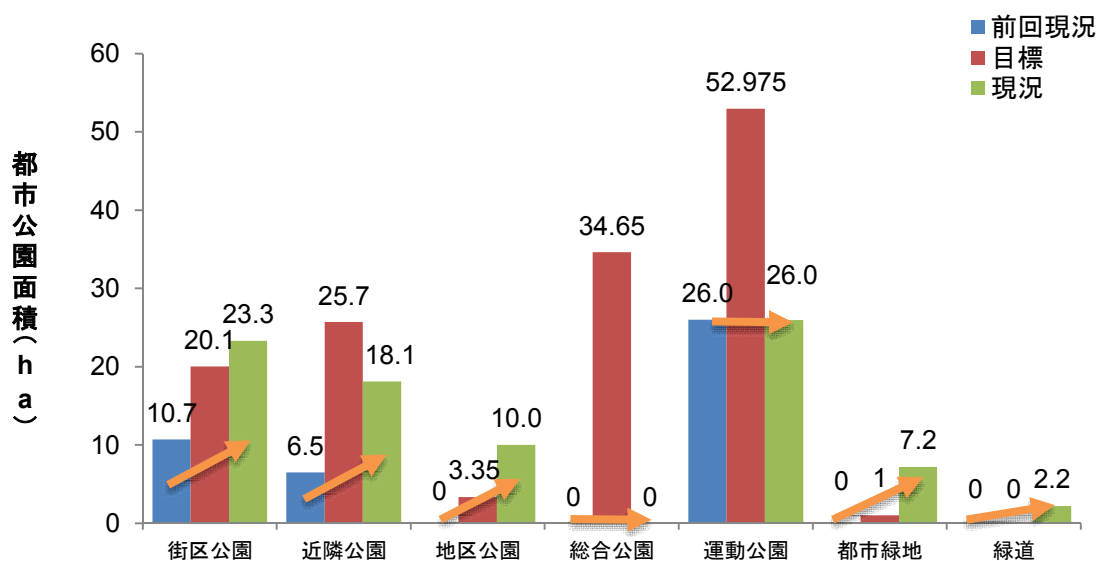


図. 前計画による公園整備の目標と現状

出典：取手市緑の基本計画策定調査（H10.3）、21 みどりの計画藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）（S60）、平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）

種類	種別	内 容
住区基幹公園※	街区公園※	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園※	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園※	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）※は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園※	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園※	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
緩衝緑地※等	都市緑地※	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地※等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道※	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課ホームページより

1 章

取手市の緑の現況と課題

1 本市の緑に関する現況及び問題点・課題

1-1 緑の現況

(1) 緑の量と分布

本市の土地利用は、南西側の取手地域の市街地、東側の藤代地域の市街地、これら2地域を結ぶ国道6号沿道、市街化調整区域※の田園地帯で構成されています。土地利用の割合は、農地、山林、水面、原野等の自然的土地利用が約6割、住宅、商業、工業用地等の都市的土地利用が約4割となっています。

既成市街地※内の緑は、公共施設等の施設緑地※、大規模工場等の緩衝緑地※、都市公園※、山林等で構成され、その大半が山林で占めていますが、市街地内の緑は限られます。

一方、田園地帯では緑の量が多く、その多くは農地で構成されています。その他、北部の小貝川沿い、南側の利根川沿いに緑が分布しています。

年 次 緑地種別				取手市全域						備 考	
				市街化区域			地域全域				
				整備量		㎡ ／ 人	整備量		㎡ ／ 人		
				ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)			
		住区 基幹公園	街区公園	119	13.8	1.5	138	23.3	2.2	(1)	
			近隣公園	6	18.1	2.0	6	18.1	1.7	(2)	
			地区公園				1	10.0	0.9	(3)	
		都市 基幹公園	運動公園				1	26.0	2.4	(4)	
		基幹公園計		125	31.8	3.5	146	77.4	7.3	(1)～(4)の計	
		都市緑地		4	1.7	0.2	5	7.2	0.7	(5)	
		緑道		1	1.5	0.2	3	2.2	0.2	(6)	
		都市公園計		130	35.0	3.9	154	86.9	8.1	(1)～(6)の計	都市公園法で規定された公園
		公共施設緑地		65	55.2	6.1	140	125.5	11.8	(7)	公共空地、公共団体が設置している運動公園、学校等
		都市公園等合計		195	90.2	10.0	294	212.4	19.9	(1)～(7)の計	
		民間施設緑地		206	127.0	14.0	520	520.2	48.8	(8)	ゴルフ場、山林等
		施設緑地 計		401	217.2	24.0	814	732.6	68.7	(9)＝(1)～(8)の計	
			緑地保全地区				1	35.0	3.3	(10)	牛久沼近郊緑地保全区域
			生産緑地地区	121	29.8	3.3	121	29.8	2.8	(11)	市街化区域内の農地
			その他法によるもの		14.5	1.6		2,986.8	280.3	(12)	農用地区域(農業振興地整備法)、河川区域(河川法)
		法によるもの 計			44.2	4.9		3,051.6	286.3	(10)～(12)の計	
		条例等によるもの		7	3.6	0.4	16	7.0	0.7	(13)	神社境内等
		小 計			47.8	5.3		3,058.6	287.0	(14)＝(10)～(13)の計	
		地域制緑地間の重複						0.1		(15)	
		地域制緑地 計			47.8	5.3		3,058.5	287.0	(16)＝(14)－(15)	
		施設・地域制間の重複			2.6	0.3		205.6	19.3	(17)	民間施設緑地と河川区域の重複等
		緑 地 総 計			262.4	29.0		3,587.9	336.7	(9)＋(16)－(17)	

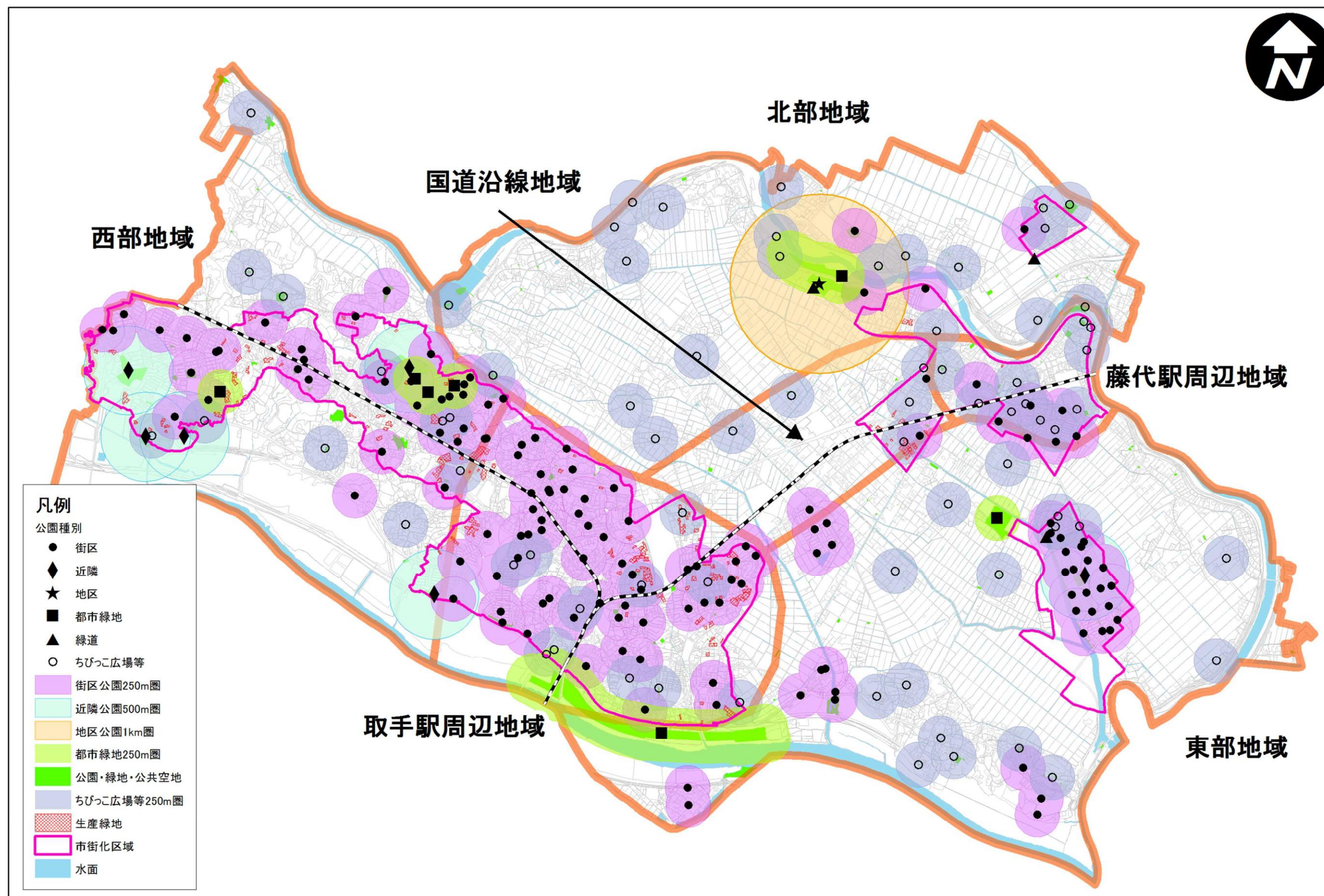
※表中の数値は小数点第2位以下を四捨五入しています。

出展：平成27年度取手市都市計画基礎調査（H27.2月）及び国勢調査



出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

■公園及び都市緑地の分布と誘致圏



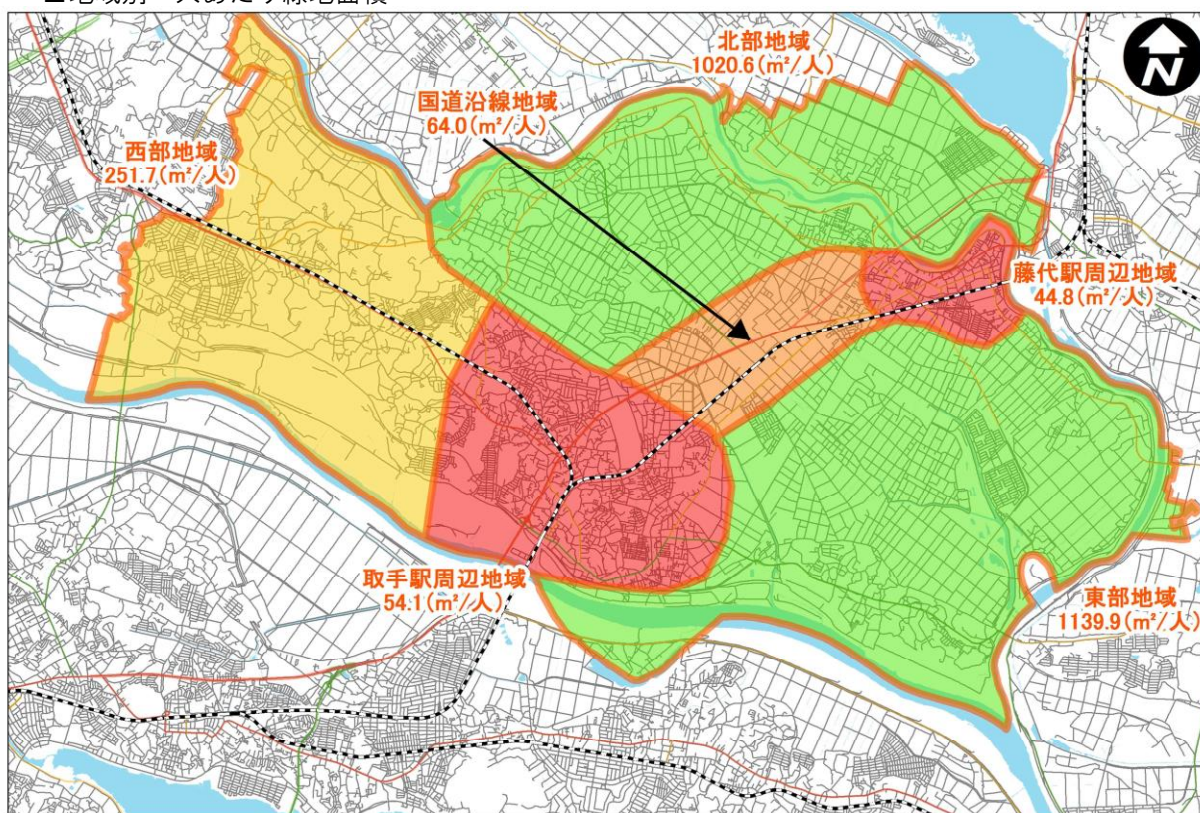
出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

(2) 一人あたり緑地面積

一人あたりの緑地面積は、田園地域である北部・東部の2地域で多く、西部地域でも比較的多くなっていますが、地域内の大半を市街化区域※が占める取手駅周辺・藤代駅周辺の2地域では特に少なく、両地域周辺の人口を含む国道沿道地域でも比較的少なくなっています。

$$\text{【地域別一人あたりの緑地面積】} = \frac{\text{地域別緑地面積}}{\text{地域全域人口}}$$

■ 地域別一人あたり緑地面積



	地域別 緑地面積	地域全域 人口	地域別 一人あたりの 緑地面積
取手駅周辺地域	215.5 ha	39.7 千人	54.1 m²/人
藤代駅周辺地域	40.3 ha	9.0 千人	44.8 m²/人
国道沿線地域	32.6 ha	5.1 千人	64.0 m²/人
北部地域	1,061.1 ha	10.4 千人	1,020.6 m²/人
東部地域	1,504.3 ha	13.2 千人	1,139.9 m²/人
西部地域	734.1 ha	29.2 千人	251.7 m²/人
合 計	3,587.9 ha	106.6 千人	336.7 m²/人

※表中の数値は四捨五入した値であるため、表中の数値を用いて算出した一人あたりの緑地面積は異なる数値になる場合があります。

1-2 課題と対応の方向性の整理

都市特性、現況整理の結果及び「取手市都市計画マスタープラン※（H23.3）」、「取手市環境基本計画※（H27 改訂）」を踏まえ、本市の緑に係る課題と対応の方向性を地域別に整理しました。

■緑に関する現況・課題から見た対応の方向性

（１）取手駅周辺地域

現 況

①地域特性	・ 既成市街地※
②土地利用	・ 都市拠点 ・ 駅周辺地域 ・ 住宅地、商業地、工業地が分布 ・ 井野小学校跡地をレクリエーション等の場として開放
③緑量	・ 大規模工場の緩衝緑地※ ・ 利根川河川敷（取手緑地）への緑量の偏在 ・ 街区公園※

課 題

- ・ 既成市街地※内での緑量の維持・確保
- ・ 既成市街地※内で、街区公園※は多いが、緑量は少ない
- ・ 既存の緑資源の活用
- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 河川緑地の親水性向上

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

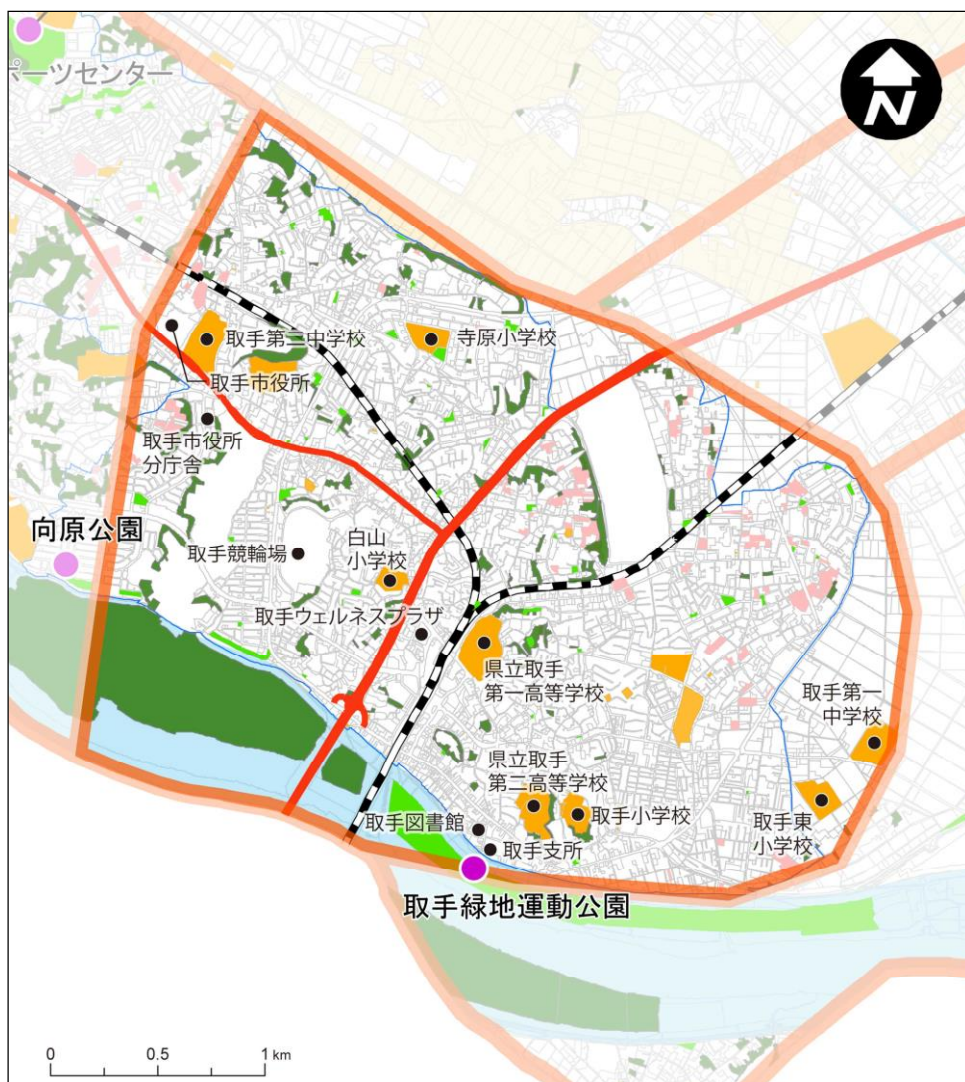
- ・ 都市緑化
- ・ 都市に近接する緑地の活用
- ・ 大規模工場と住宅地の共生（緑地の活用）
- ・ 取手緑地、利根川河川空間、サイクリングロードの充実・整備

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

対応の方向性

- ・ 大規模工場緩衝緑地※の保全による環境共生
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 公園等の緑地資源の保全・充実・整備と活用



凡例	
	都市公園(31.4ha)
	公共施設緑地(27.0ha)
	民間施設緑地(101.4ha)
	生産緑地地区(15.7ha)
	河川区域(103.7ha)

出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

(2) 藤代駅周辺地域

現 況

- | | |
|-------|---|
| ①地域特性 | ・ 既成市街地※ |
| ②土地利用 | ・ サブ拠点
・ 駅周辺地域
・ 住宅地 |
| ③緑量 | ・ 小貝川河川敷（サイクリングロード、グラウンド）
・ 既成市街地内で、緑量は少ない |

課 題

- ・ 既成市街地※内での緑量の維持・確保
- ・ 既存の緑資源の活用

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

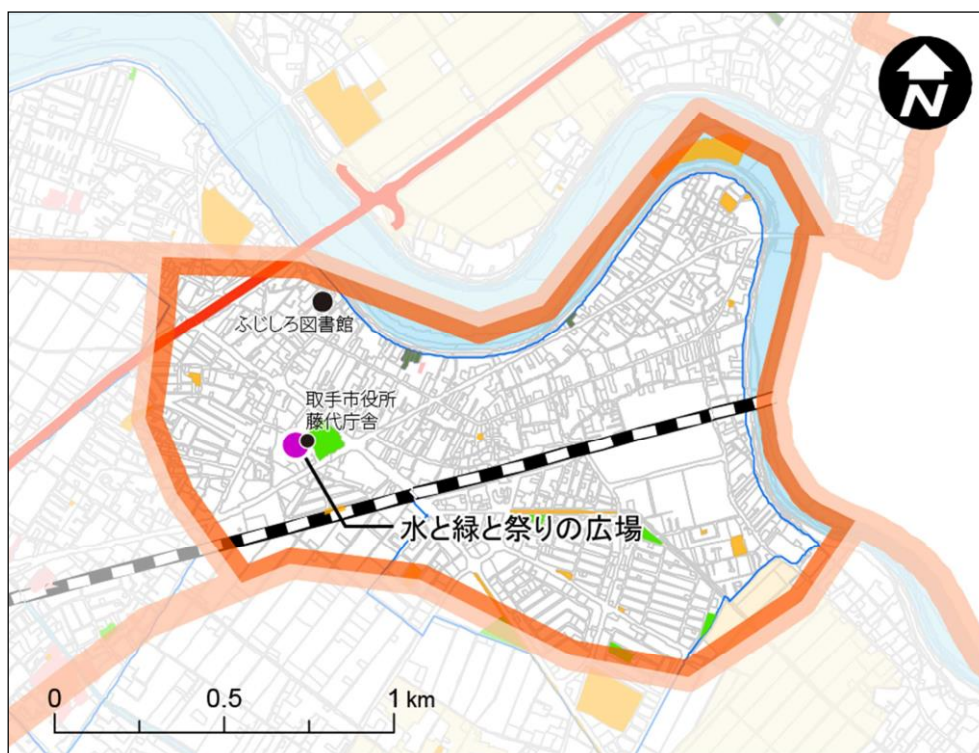
- ・ 小貝川が創出する良好な自然資源を適正に保全
- ・ 観光資源としてのサイクリングロードの整備

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

対応の方向性

- ・ 公園等の緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備



凡例	
	都市公園(1.9ha)
	公共施設緑地(7.3ha)
	民間施設緑地(0.2ha)
	生産緑地地区(0.1ha)
	河川区域(30.9ha)

出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

(3) 国道沿道地域

現 況

- | | |
|-------|--|
| ①地域特性 | ・ 田園地帯
・ 一般国道 6 号が南北方向に通過している |
| ②土地利用 | ・ 市街化調整区域※が大半
・ 取手駅周辺と藤代駅周辺を結ぶ都市軸上
・ 開発需要が高い |
| ③緑量 | ・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
・ ふれあい農園 |

課 題

- ・ 国道 6 号沿道の計画的な土地利用
- ・ 既存の緑資源の活用

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

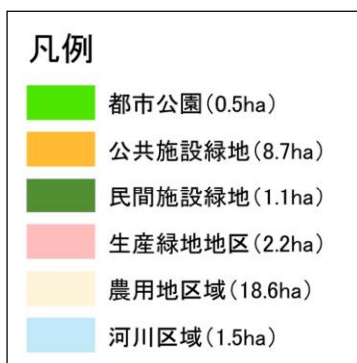
- ・ 大規模工場周辺の緩衝緑地※の配置（住宅地との共生）

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

対応の方向性

- ・ 開発計画に合わせた上質な公園・都市緑地※等の整備
- ・ 緑地資源の保全と活用
- ・ 田園景観の保全



出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

(4) 北部地域

現 況

①地域特性	・ 田園地帯
②土地利用	・ 市街化調整区域※が大半
③緑量	・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い ・ 小貝川河川敷 ・ 藤代スポーツセンター

課 題

- ・ 既存の緑資源の活用
- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 河川緑地の親水性向上

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

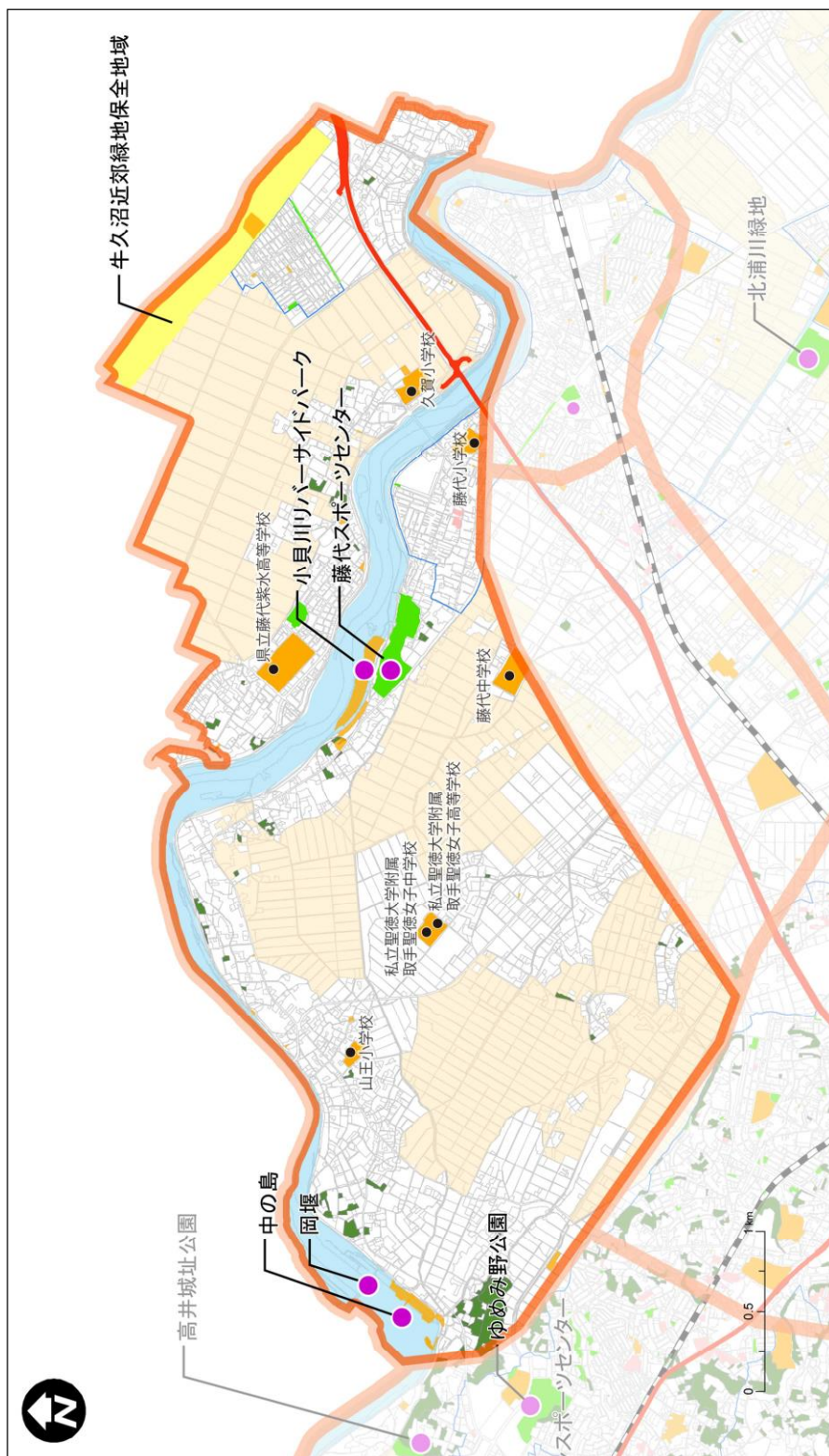
- ・ 田園環境と共生できる良好な住居環境の形成
- ・ 農業生産環境と都市環境の調和のとれた地域整備
- ・ 自然資源の適正保全と観光資源としての活用
- ・ 岡堰と、高井城址公園、ゆめみ野公園との連携を図り緑と水辺の拠点として機能充実
- ・ 藤代スポーツセンターと小貝川リバーサイドパークを中心とした緑と水辺の拠点の機能充実
- ・ サイクリングロード整備を進め、拠点とのネットワーク※化
- ・ 良好な水辺空間を活かし、牛久沼水辺公園とも連携したサイクリングロードや遊歩道の整備

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

対応の方向性

- ・ 緑地資源の保全・充実と活用
- ・ 田園景観の保全
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実



凡例	
	都市公園 (12.3ha)
	公共施設緑地 (24.7ha)
	民間施設緑地 (15.4ha)
	近郊緑地保全地区 (35.0ha)
	生産緑地地区 (0.5ha)
	農用地区域 (798.9ha)
	河川区域 (176.1ha)

出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

(5) 東部地域

現 況

①地域特性	・ 田園地帯
②土地利用	・ 市街化調整区域※が大半
③緑量	・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い ・ 利根川河川敷、小貝川河川敷 ・ 取手緑地、北浦川緑地、北浦川緑道※ ・ 斜面林 ・ ゴルフ場 ・ ふれあい農園 ・ 都市公園※

課 題

- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 河川緑地の親水性向上
- ・ 既存の緑資源の活用

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

- ・ 芸術文化と自然環境に触れて暮らせる居住環境の形成
- ・ 斜面林や利根川の水辺空間等の豊富な自然環境の活用
- ・ 周囲の自然環境と共生した住みやすい居住環境の形成
- ・ 低地に広がる丘陵周辺部の斜面林、利根川、小貝川や古利根の水辺空間等の自然資源を保全し、適正に観光資源等として活用
- ・ 北浦川緑地、取手緑地：自然に親しむことができる緑と水辺の拠点としての機能充実を図る
- ・ 小貝川沿いのサイクリングロードの整備を促進するとともに、緑と水辺の拠点としての整備を検討
- ・ 緑の資源としての一面を有するゴルフ場の利用継続（当面）

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 斜面林の保全
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全
- ・ 親水広場等、自然性の高い水辺の整備

対応の方向性

- ・ 緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 田園景観の保全
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 斜面林の保全※

(6) 西部地域

現 況

①地域特性	・ 既成市街地※ ・ 関東鉄道と一般国道 294 号が、東西方向に通過している。
②土地利用	・ 住宅地、農地、工業用地が分布している。 ・ 関東鉄道沿線に既成市街地、北側に農地、南側にゴルフ場等が分布している。
③緑量	・ 小貝川、利根川沿いには農地や斜面林等の自然資源が多く残存 ・ とがしら公園、ゆめみ野公園等の都市公園※が有る。 ・ ふれあい農園 ・ 稲戸井調節池

課 題

- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 既存の緑資源の活用

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

- ・ 緩衝緑地※となる緑の配置等住宅地との共生に配慮した環境形成
- ・ 斜面林の適正保全
- ・ 自然と歴史に親しめる機能の充実
- ・ 緑の拠点として、斜面と一体となった良好な環境と景観の保全
- ・ 堤防を利用したサイクリングロード、遊歩道等の整備を進め、親水緑地※としての整備を図る

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 斜面林の保全
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全
- ・ 親水広場等自然性の高い水辺の整備

対応の方向性

- ・ 緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 緑の拠点となる公園の充実と活用
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 田園景観の保全
- ・ 斜面林の保全※



凡例

- 都市公園 (24.6ha)
- 公共施設緑地 (32.8ha)
- 民間施設緑地 (246.6ha)
- 生産緑地地区 (10.7ha)
- 農用地区域 (88.9ha)
- 河川区域 (431.0ha)

出典：平成 27 年度取手市都市計画基礎調査（H27.2 月）を基に作成。

(7) 市全体

現 況

①地域特性	・ 取手駅周辺地域、藤代駅周辺地域、西部地域は既成市街地※ ・ 藤代駅周辺地域の後背地、国道沿道地域、北部地域、東部地域、西部地域の一部は田園地帯
②土地利用	・ 関東鉄道沿線 JR 常磐線駅周辺に既成市街地※ ・ 田園地帯等
③緑量	・ 既成市街地※内では緑量が少ない ・ 田園地帯では農地としての緑地が豊富 ・ 南北の河川周辺に河川緑地が偏在 ・ 河川敷、サイクリングロードにより緑のネットワーク※が形成 ・ 取手緑地、藤代スポーツセンターをはじめとした緑の資源が存在

課 題

- ・ 既存の緑資源の活用、特に既成市街地※では緑量が少なく、緑量確保が期待されており、既存の緑の適切な維持・保全
- ・ 河川緑地、サイクリングロード等の緑のネットワーク※を活かした連携
- ・ 緑量の多い公園等の適正管理による緑の拠点の充実

都市計画マスタープラン※の緑に関する方針

- ・ 水辺の自然環境を保全しながら地域特性を活かして魅力的な親水空間として適切に活用
- ・ 市民が水や緑に親しむことができ、スポーツやレクリエーション等の場としても活用できる拠点の形成
- ・ 市民の生活の中に活かされる公園の適正な配置、地域の特性に応じた緑地の保全や創出
- ・ 公園や緑地を結ぶネットワーク※を形成
- ・ 豊かな水と緑を市民が身近に感じることができるまちづくり

環境基本計画※における緑に関する方針

- ・ 保存緑地・保存樹木等の保全
- ・ 地域住民との協働※による公園・緑地の整備
- ・ 公的施設、集客施設の緑化
- ・ みどりのリサイクルの推進による樹木の保全（「グリーンバンクとりで」）
- ・ 緑のカーテンの普及による緑化の推進

対応の方向性

- ・ 市民との協働※による緑化の推進
- ・ 緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 利根川や小貝川等を活用した魅力的な水辺環境の保全・整備
- ・ スポーツやレクリエーション等の場としても利用できる緑と水辺の拠点等の形成
- ・ 市民が身近に感じ、日常的に利用できる各種公園等の整備
- ・ 地域特性に応じた緑地の保全
- ・ 緑と水辺の拠点等から身近な公園や緑地を結ぶ水のネットワーク※や緑のネットワーク※の形成

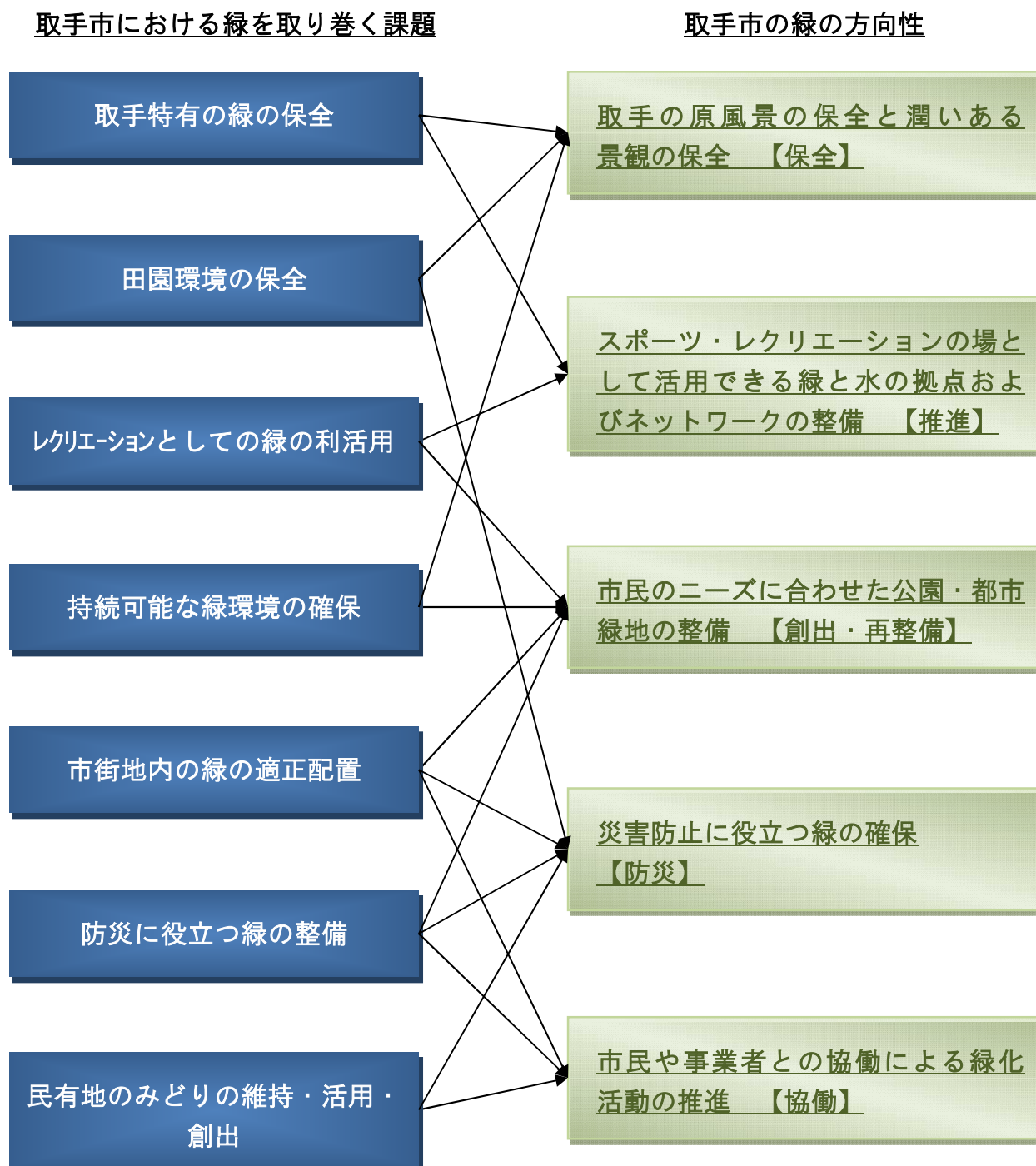
■緑に関する現況と課題



出典：平成27年度取手市都市計画基礎調査（H27.2月）を基に作成。

2 緑の基本計画策定の方向性

取手市の緑の現況と課題を踏まえて、カテゴリ化した課題から導き出される取手市の緑の方向性を整理しました。



2 章

「みどり」の将来像と目標

1 「みどり」の将来の姿

1-1 計画の基本理念

取手市は、利根川およびその支流である小貝川に囲まれた、水と緑に恵まれた都市です。河川とその周辺には、豊かな自然や広大なレクリエーションスペースが広がり、市民に憩いの場を提供しています。また、市街地周辺にも多くの斜面林、田園景観が残り、身近な自然に日々触れることができます。

これらの美しく貴重な水と緑の資源を市民共有の財産ととらえ、後世に引き継いでいくために、自然と共生できる都市としてみどりを保全し、活用することが必要です。

一方、人口減少時代への転換や、量から質が重視される価値観への変化等、前計画策定時から取手市のみどりを取り巻く環境は大きく変化しています。また、近年の環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対する市民のニーズに応え、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、都市公園※の整備等の都市計画制度※に基づく施策と、民間建築物や公共公益施設の緑化、緑地協定※、ボランティア活動、各種イベント等の都市計画制度※によらない施策や取組を体系的に位置づけ、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図ることが必要となっています。

これらの背景を踏まえ、旧取手市の「取手市緑の基本計画」と、旧藤代町の「21 みどりの計画 藤代町都市公園基本構想（マスタープラン）※」について、平成 17 年の旧取手市と旧藤代町の合併を経て、新たに策定する計画は取手市のみどりを取り巻く環境の変化に対応できるものである必要があります。

そこで、取手市の都市特性や課題を踏まえ新しく策定する「取手市緑の基本計画」では、「豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで」をテーマに「みどり」の保全・整備に取り組めます。

テーマ

豊かな水と緑を身近に感じることができるまち・とりで

1-2 計画の基本方針

取手市緑の基本計画は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を有する緑がその効果を発揮できるよう、相互に連携する形で系統的、計画的に配置されていることが重要です。

こうした考え方に立ち、本市では緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、以下に示す5つの基本方針を掲げます。

【基本方針 1】取手の原風景である潤いのある景観を保全します

【基本方針 2】スポーツ・レクリエーションの場として活用できる
緑と水の拠点およびネットワーク※を整備します

【基本方針 3】市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します

【基本方針 4】防災拠点となる緑を確保します

【基本方針 5】市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との
協働・連携による緑化活動を推進します

【基本方針 1】取手の原風景である潤いのある景観を保全します

取手市の原風景とも言える緑豊かな河川景観、田園景観、台地をふちどる斜面林や、歴史・文化とともに育まれてきた社寺林※・屋敷林※、巨木・古木を保全することで、潤いと安らぎのある緑豊かな景観を保全します。



小文間から見た田園風景

【基本方針 2】スポーツ・レクリエーションの場として活用できる
緑と水の拠点およびネットワークを整備します

取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセンター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、北浦川緑地、神浦周辺地区を緑と水辺の拠点として位置づけ、これらをサイクリングロード等で結ぶことにより、スポーツ・レクリエーションの場として活用できるよう整備し、推進します。



取手緑地運動公園

【基本方針 3】市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します

既成市街地※内の緑地を保全するとともに、地区公園※等の比較的規模の大きな公園においても、地域の人々に親しまれるみどりを創出します。また、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の形態も変化する中で、公園・都市緑地※等の適切な改善・更新等を行い、最適な状態を維持できるよう改善を進めます。



公園の改善策についての意見交換

【基本方針 4】防災拠点となる緑を確保します

市街地内の身近な公園・都市緑地※は災害時の避難場所としての機能や、延焼防止としての機能を有します。これらの防災機能を維持するために、公園・都市緑地※の機能強化を計画的に進めます。



とがしら公園「耐震性貯水槽」

【基本方針 5】市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による緑化活動を推進します

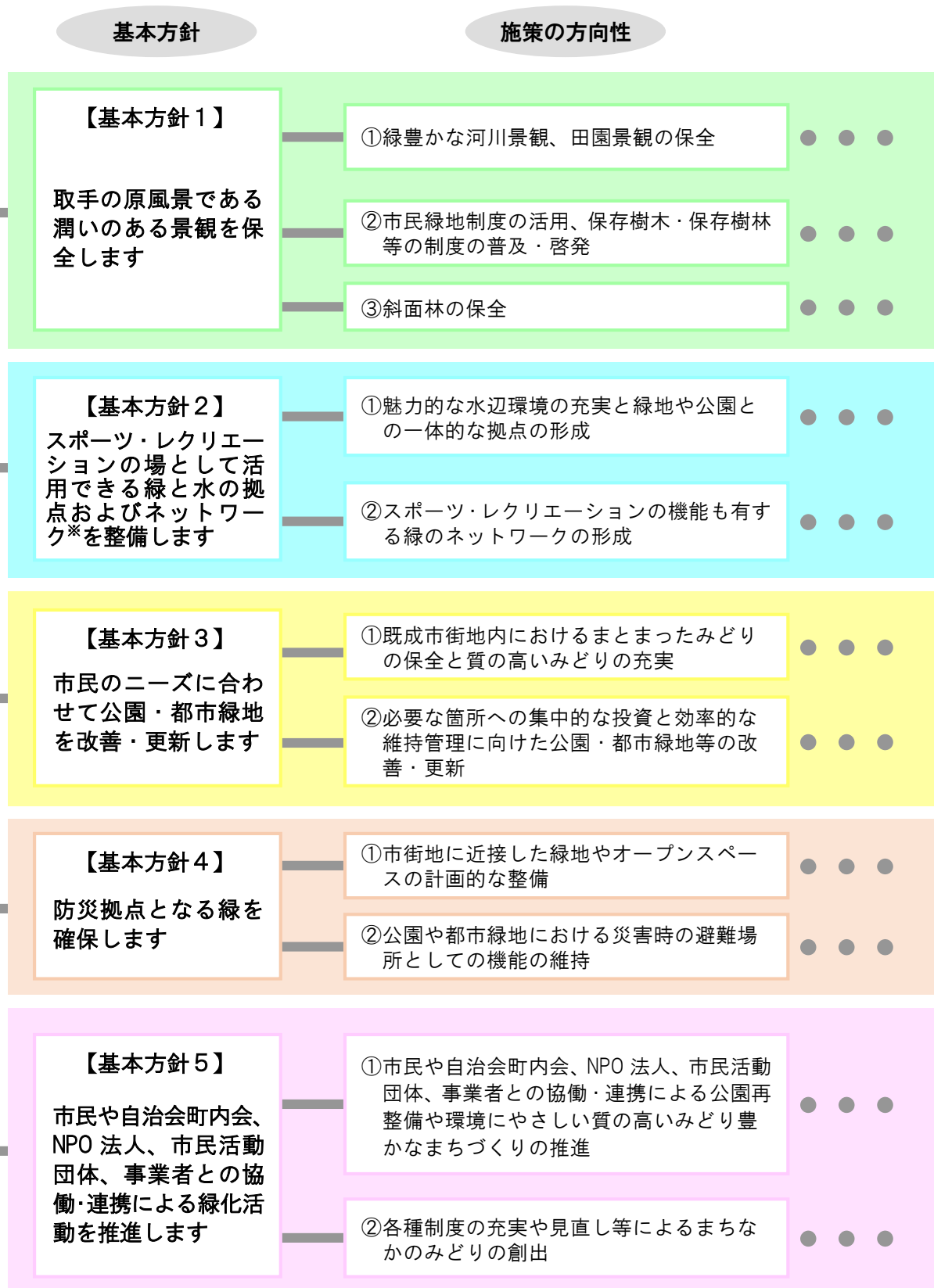
緑地等の整備、緑化活動の実施にあたっては、市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者それぞれのニーズを踏まえた緑地の整備、緑化活動や美化活動等を推進し、地域住民や事業者との協働※によるみどりが豊かなまちづくりを目指します。また、緑化活動を推進するための各種制度の充実や見直しを行い、関係者に広く周知することで、まちなかのみどりの創出を支援します。



1-3 「みどり」の将来像

計画の理念の実現と前節で挙げた5つの基本方針の達成に向けた、施策の基本方針の体系、緑の将来構造図を示します。

豊かな水と緑を身近に感じることが出来るまち・とりで



施策

- ◆施策1 水辺環境の保全
- ◆施策3 田園景観の保全
- ◆施策5 農地の流動化の検討
- ◆施策7 農を通した生活空間の充実

- ◆施策2 水辺景観の魅力向上
- ◆施策4 都市計画制度[※]を活用した農地の保全
- ◆施策6 農に参加する機会の創出
- ◆施策8 農地を活かした交流拠点づくり

- ◆施策9 地域の特色を活かした緑の保全・形成
- ◆施策11 緑地の保存制度の活用

- ◆施策10 歴史あるみどりの周知
- ◆施策12 近郊緑地保全区域[※]の保全

- ◆施策13 斜面林の保全

- ◆施策14 斜面林保全[※]の優先度評価の実施

- ◆施策15 オープンスペース[※]の確保
- ◆施策17 歴史と一体となった環境整備
- ◆施策19 緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上
- ◆施策21 井野小学校跡地の整備

- ◆施策16 緑の拠点の環境と景観の保全
- ◆施策18 自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上
- ◆施策20 緑と水辺の拠点の景観形成

- ◆施策22 水辺の環境づくり
- ◆施策24 親水緑地[※]の整備

- ◆施策23 サイクリングロード未整備区間の整備
- ◆施策25 街路樹の維持・管理

- ◆施策26 公園の空白域への公園・緑地等の確保
- ◆施策28 大規模工場と住宅地との共生
- ◆施策30 市民参加によるみどりの整備の推進・支援

- ◆施策27 住宅地や事業所の良い環境形成
- ◆施策29 自然資源の観光資源活用

- ◆施策31 公園施設の長寿命化対策
- ◆施策33 緑の適正な維持管理と集客施設の緑化

- ◆施策32 公園などのバリアフリー化
- ◆施策34 ニーズを踏まえた公園整備

- ◆施策35 都市内の緑環境の整備
- ◆施策37 公園・緑地の積極的な整備

- ◆施策36 市民緑地[※]の整備
- ◆施策38 井野小学校跡地の避難場所等への活用

- ◆施策39 防災機能の充実
- ◆施策41 避難場所としての整備

- ◆施策40 多目的機能[※]の確保

- ◆施策42 地元との協働[※]・連携による潤いのある都市空間の形成
- ◆施策34 ニーズを踏まえた公園整備
- ◆施策45 緑化支援制度・助成制度[※]による緑化の推進
- ◆施策47 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデン[※]づくり
- ◆施策49 環境学習の支援・推進
- ◆施策51 緑の保全活動の担い手づくり
- ◆施策53 市民との協働[※]による緑の地域資源の発掘

- ◆施策43 緑地等の積極的な保全・管理
- ◆施策44 緑の活動に関するネットワーク[※]づくり
- ◆施策46 オープンガーデン[※]の検討
- ◆施策48 緑のカーテンコンクールの実施
- ◆施策50 土地所有者間における情報共有の推進
- ◆施策52 緑に関するイベントの開催
- ◆施策54 緑に関する情報提供の実施

- ◆施策55 取手市優良緑化施設認定制度[※]
- ◆施策56 みどりの創出のための制度の活用

- ◆施策30 市民参加によるみどりの整備の推進・支援
- ◆施策57 計画の推進に向けた役割分担

■緑の将来構想図



2 「みどり」の将来目標

2-1 計画のフレーム

緑の基本計画の将来目標を定めるにあたり、前提条件となる計画対象区域、人口の見通し、市街化区域※規模は、都市計画マスタープラン※等から次のように定めます。

(1) 計画対象区域

都市計画区域名称	計画対象区域
取手市都市計画区域	取手市の全域 6,994ha

(2) 人口の見通し

人口 (人)	年次	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	94,153	93,040	90,617	84,640	76,765
	市街化調整区域	17,174	16,611	15,953	14,901	13,514
	取手市	111,327	109,651	106,570	99,541	90,279

出典：国勢調査(H17,22,27)、取手市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略※(H27.10)

(3) 面積

面積 (ha)	年次	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809
	市街化調整区域	5,187	5,187	5,185	5,185	5,185
	取手市	6,996	6,996	6,994	6,994	6,994

出典：社会・人口統計体系(H17,22)、都市計画基礎調査(H27)

(4) 人口密度

人口密度 (人/ha)	年次	平成17年	平成22年	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	52.0	51.4	50.1	46.8	42.4
	市街化調整区域	3.3	3.2	3.1	2.9	2.6
	取手市	15.9	15.7	15.2	14.2	12.9

(5) 緑の面積

緑の面積 (ha)	年次	平成27年	令和7年	令和22年
	市街化区域	263	263	263
	市街化調整区域	3,325	3,325	3,325
	取手市	3,588	3,588	3,588

(6) 取手市一人当たり都市公園面積

取手市一人当たり 都市公園面積 (㎡/人)	年次	平成27年	令和7年	令和22年
	都市公園	8.1	10.8	11.9
	都市公園等※	19.9	23.2	25.6

※都市公園と公共施設緑地の合計

備考) 今後、大規模開発があった場合には、目標水準を見直します。

2-2 「みどり」の目標水準

(1) 計画対象区域

取手市は、市内の緑の面積が 50% を占めており、自然豊かな環境となっていますが、今後、人口減少やそれによる税収減少が進む中で、どのように「みどり」を維持していくのかが大きな課題となっています。

計画の目標年次（令和 20 年）における緑地の整備や保全の目標量は、本市の市街化の状況や緑地の分布等を考慮して次のように定めます。

令和 20 年（目標年次） における緑地確保 目標量	将来市街地面積 に対する割合 (A)	都市計画区域面積 に対する割合 (B)
	概ね 263ha 14.5%	概ね 3,588ha 51.3%

将来市街化区域※内の緑地率（A）は、次のようになる。

$$(A) = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量}}{\text{将来市街地面積}} = \frac{263\text{ha}}{1,809\text{ha}} \times 100 = 14.5\%$$

都市計画区域内の緑地率（B）は、次のようになる。

$$(B) = \frac{\text{緑地確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}} = \frac{3,588\text{ha}}{6,994\text{ha}} \times 100 = 51.3\%$$

(2) 都市公園※等として整備すべき緑地の目標

都市公園※等の施設として整備すべき緑地の目標量は、本市の公園緑地の現況や関連事業等を考慮して次のように定めます。

<都市公園※の整備予定事業>

対象地	面積	整備予定
（仮称）井野小学校跡地	1.485(ha)	令和 2 年以降

年 次		平成 27 年	令和 10 年 (中間年次)	令和 20 年 (目標年次)
都市計画区域内人口 一人当たりの目標水準	都市公園※	8.1m ² /人	10.8m ² /人	11.9m ² /人
	都市公園※等	19.9m ² /人	23.2m ² /人	25.6m ² /人

備考）今後、大規模開発があった場合には、目標水準を見直します。

3 章

「みどり」の施策の展開

1-1 施策の方向性と内容

基本方針から展開される、より具体的な取り組みの方向として、基本方針ごとに「みどり」の施策の方向性とその内容を示します。

【基本方針 1】取手の原風景である潤いのある景観を保全します

【施策の方向性①】緑豊かな河川景観、田園景観の保全

取手市の特徴である利根川や小貝川等の河川景観と周辺に広がる田園景観はまちのイメージ形成において重要な役割を果たしています。これらの良好な自然環境を保全し、まちづくりの資源として活用していきます。

特に利根川、小貝川周辺に配置された取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター等、緑と水辺の拠点となる箇所については、魅力ある水辺環境の形成に努めます。

施策 1	水辺環境の保全【継続】
内容	利根川や小貝川、北浦川や古利根の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。

施策 2	水辺景観の魅力向上【継続】
内容	河川敷では周辺の眺望環境の整備を推進して水辺景観の魅力向上を図り、観光資源としてまちづくりに活用していきます。

施策 3	田園景観の保全【継続】
内容	遊休農地の解消等を目的に行っているふれあい農園（貸し農園）事業を継続し、市街地周辺に広がる良好な田園景観を保全します。

施策4	都市計画制度※を活用した農地の保全【継続】
内容	都市計画法※に基づき指定される生産緑地地区※の制度を活用し、市街化区域※内の農地の保全を図ります。地区内の農地が適正に管理されるよう、生産緑地法※に基づき、農地の所有者等に対して必要な援助を行うとともに、特定生産緑地※の制度の活用を図ります。

施策5	農地の流動化の検討【継続】
内容	優良な農地を保全していくために、休耕地の貸し借りや売買（流動化）を促進し、農地として活用していくための仕組みづくりを検討します。農業従事者の方々へのアンケート調査等を行い、流動化の可能性のある休耕地の把握や活用方策について検討を行っていきます。

施策6	農に参加する機会の創出【新規】
内容	地域の新鮮な農産物を身近な場所で手に入れたり、野菜づくり等を通して生産者との交流ができるよう、農に参加する機会を創出します。市民農園の開設支援、農業ボランティアの育成等を行っていきます。

施策7	農を通した生活空間の充実【新規】
内容	農や食の文化を育む空間と生活を充実させ、居住者の地域意識が芽生えるよう、豊かな農地や、作物を有効活用した生活・交流空間の充実を図ります。農作物直売所等を交流空間として活用します。

施策8	農地を活かした交流拠点づくり【継続】
内容	広大な田畑が広がる北部地域や東部地域、西部地域の一部では、これらの農地を活かし、地域における交流空間の機能をさらに高めるため、利用者が自転車等で往来できるようなネットワーク※の充実を図ります。

【施策の方向性②】市民緑地制度の活用、保存樹木・保存樹林等の制度の普及・啓発

歴史ある社寺林[※]や、屋敷林[※]等、ふるさとの風景といえる緑の景観を保全するため、条例に基づく保存樹林制度、保存樹木制度の普及・啓発を図ります。また、市民緑地[※]等についても制度の活用を推進し潤いと安らぎのある緑豊かな景観を保全します。

施策 9	地域の特色を活かした緑の保全・形成【継続】
内容	保全すべき社寺林 [※] ・屋敷林 [※] 、巨木・古木について、条例に基づく保存樹木制度を活用し、地域の特色を活かした個性豊かな緑の保全・形成を図ります。

施策 10	歴史あるみどりの周知【継続】
内容	歴史ある社寺林 [※] や、保存樹木に指定された巨木・古木等については、その価値を広く市民に周知して市民の理解と関心を高めます。

施策 11	緑地の保存制度の活用【継続】
内容	一定のまとまりある住宅地やその周辺に残された樹林のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐ樹林地、社寺林 [※] 等と一体となって歴史的・文化的価値を有する樹林地については、現行の保存緑地等指定制度の活用を推進します。

施策 12	近郊緑地保全区域 [※] の保全【継続】
内容	牛久沼の良好な水辺空間を活かして、近郊緑地保全区域 [※] を中心に良好な水辺環境の保全を図るとともに、牛久沼の周辺市や関係機関と連携を図ります。

【施策の方向性③】 斜面林の保全

丘陵部に残存する斜面緑地等地形的景観による原風景を保全するとともに、自然資源を活かした周辺環境の整備を推進し、魅力的な景観形成を図ります。

施策 13	斜面林の保全【新規】
内容	市街地やその周辺に見られる丘陵地等の斜面に存在する斜面林は本市の特徴的な景観を形成しています。保存が必要な斜面林等については、県の支援制度等も活用しながら、保全を推進するための土地所有者への情報提供を行い保全を図ります。

施策 14	斜面林保全※の優先度評価の実施【新規】								
内容	斜面林については、地域における重要性、安全性等から客観的な指標に基づき優先度を評価し、優先度に応じた施策を展開します。 ■優先度の評価の考え方（イメージ） 斜面林保全※の優先度の評価方法は、地域における重要性、地権者の理解・協力、安全性を総合的に評価します。 <table border="1"> <tr> <td>① 地域における重要性</td><td> 1 2 3 4 5 ← 低い 高い → </td></tr> <tr> <td>② 地権者の理解・協力</td><td> 1 2 3 4 5 ← なし → あり </td></tr> <tr> <td>③ 安全性 (急傾斜地の指定有無等)</td><td> 1 2 3 4 5 ← 低い 高い → </td></tr> <tr> <td>①+②+③ 総合評価（優先度）</td><td> 1 5 10 15 ← 低い 高い → </td></tr> </table>	① 地域における重要性	1 2 3 4 5 ← 低い 高い →	② 地権者の理解・協力	1 2 3 4 5 ← なし → あり	③ 安全性 (急傾斜地の指定有無等)	1 2 3 4 5 ← 低い 高い →	①+②+③ 総合評価（優先度）	1 5 10 15 ← 低い 高い →
① 地域における重要性	1 2 3 4 5 ← 低い 高い →								
② 地権者の理解・協力	1 2 3 4 5 ← なし → あり								
③ 安全性 (急傾斜地の指定有無等)	1 2 3 4 5 ← 低い 高い →								
①+②+③ 総合評価（優先度）	1 5 10 15 ← 低い 高い →								

【基本方針 2】スポーツ・レクリエーションの場として活用できる
緑と水の拠点およびネットワークを整備します

【施策の方向性①】魅力的な水辺環境の充実と緑地や公園との一体的な拠点の
形成

取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、取手グリーンスポーツセン
ター周辺、高井城跡公園・岡堰周辺、小貝川リバーサイドパーク周辺、北
浦川緑地、神浦周辺地区を緑と水辺の拠点として位置づけ、市民が緑や水
辺に親しみながら、スポーツ大会やスポーツ教室等を楽しめる場として利
用できる公園や緑地としての機能を充実させます。

施策 15	オープンスペース※の確保【継続】
内容	取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター等の市街地に近接する区域 については、総合的な運動公園※として整備された機能を活用しながら、 周辺施設とも連携を図る等、連続したオープンスペース※の確保を 図ります。

施策 16	緑の拠点の環境と景観の保全【継続】
内容	取手グリーンスポーツセンターでは、健康づくりやスポーツ・レクリ エーションの機能も有する緑の拠点として、良好な環境と景観の保全 を図ります。

施策 17	歴史と一体となった環境整備【継続】
内容	取手緑地運動公園※は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ 活動の拠点としての機能の充実を図ります。また、小堀の渡しと取手 駅周辺地域にある旧取手宿本陣染野家住宅等と連携して回遊性のある 環境整備に取り組みます。案内板等を整備して、歴史に親しみ観光に も対応できる環境の整備に取り組みます。

施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	高井城址公園、岡堰・中の島、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、 自然と歴史に親しむことができる拠点地区として利用のしやすさの向 上を図ります。

施策 19	緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上【継続】
内容	小貝川リバーサイドパークは、藤代スポーツセンターや県南総合防災センター、フラワーカナル等周辺施設と一体となった緑と水辺の拠点として利用のしやすさの向上を図ります。

施策 20	緑と水辺の拠点の景観形成【継続】
内容	神浦周辺地区や岡堰は、緑と水辺の拠点として、魅力的な景観形成を図ります。

施策 21	井野小学校跡地の整備【新規】
内容	井野小学校跡地の緑のオープンスペース※は、周辺地区の子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ、地域との協働※により遊具、休憩施設の設置等を検討し、整備を進めていきます。

【施策の方向性②】スポーツ・レクリエーションの機能も有する緑のネットワークの形成

緑と水辺の拠点を結ぶ、利根川、小貝川、相野谷川、北浦川、西浦川等の水辺の遊歩道、サイクリングロード等を整備し、スポーツ・レクリエーション機能を併せもつ水のネットワーク※や緑のネットワーク※を形成します。

また、水辺の遊歩道、サイクリングロードには、ベンチ等の休憩施設を整備し、機能の充実を図ることで、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを推進します。

これらが充実することにより、市民全体の健康づくりのために、気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで※」の実現を目指します。

施策 22	水辺の環境づくり【継続】
内容	小貝川沿いの地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、遊歩道やベンチ等休憩施設の整備により、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。

施策 23	サイクリングロード未整備区間の整備【継続】
内容	利根川沿い、小貝川沿いのサイクリングロード未整備区間については、ネットワーク※の連続性を確保し機能の充実を検討します。

施策 24	親水緑地※の整備【継続】
内容	稲戸井調節池の区域については、国や隣接する守谷市と連携しながら堤防を利用したサイクリングロード等の整備を進めるとともに、スポーツ施設等の整備を検討します。

施策 25	街路樹の維持・管理【継続】
内容	緑のネットワーク※として活用するために、幹線道路の既存の街路樹について、取手市緑化ガイドラインに基づき、適正な維持・管理に努めます。

【基本方針 3】市民のニーズに合わせて公園・都市緑地を改善・更新します

【施策の方向性①】 既成市街地内におけるまとまったみどりの保全と質の高いみどりの充実

市内では市街化区域※内でも街区公園※の存在しない空白域が見られ、分布に偏りが見られます。空白域への公園・緑地の整備に向けて、地域に居住する市民との協働※で身近に感じられる公園等の整備について検討します。

施策 26	公園の空白域への公園・緑地等の確保【新規】
内容	空白域への公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働※で身近に感じられる公園等の整備について検討します。

施策 27	住宅地や事業所の良好な環境形成【継続】
内容	住宅地や事業所が混在する地区においては、道路沿線地域の緑化、緩衝緑地※の創出等の配慮により、良好な環境形成を図ります。

施策 28	大規模工場と住宅地との共生【継続】
内容	住宅地の中の大規模工場においては、周辺の斜面緑地を緩衝緑地※として保全する等、住宅地との共生に配慮した環境形成を図ります。

施策 29	自然資源の観光資源活用【継続】
内容	低地に広がる優良農地や丘陵地周辺の斜面林、利根川、小貝川や古利根の水辺空間等の自然資源を保全し、観光資源等として活用します。

施策 30	市民参加によるみどりの整備の推進・支援【継続】
内容	市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体による公園づくり、公園管理、花壇整備、フラワーカナル整備※等の活動を推進・支援します。

【施策の方向性②】 必要な箇所への集中的な投資と効率的な維持管理に向けた公園・都市緑地等の改善・更新

人口減少や人口構成の変化に対応し、緑を充実させる場所、その他の機能を充実させる場所等を検討し、市民のニーズに応じた改修・更新等を行い、最適な状態を維持できるよう公園・都市緑地[※]等の再整備を進めます。

公園のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等にも配慮した、すべての人にとって利用しやすい環境を整備します。

施策 31	公園施設の長寿命化対策【継続】
内容	取手市都市公園 [※] 施設長寿命化計画に基づき平成 29 年度より 10 年間の計画期間において、対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新の長寿命化対策を継続して行います。

施策 32	公園のバリアフリー化【継続】
内容	多くの人が日常的に利用する公園については、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安心して利用できるように新たな公園や再整備にあわせバリアフリー化を図ります。

施策 33	緑の適正な維持管理と集客施設の緑化【新規】
内容	駅周辺等の拠点性の高い施設や、公共施設の植栽地等については、適正な維持管理に努めます。また、集客施設については、積極的な緑化の呼び掛けを行います。

施策 34	ニーズを踏まえた公園整備【継続】
内容	遊具、休憩施設等の改修・更新や、施設内の樹木の植栽、伐採等について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ地域と協議し、実施します。

【基本方針 4】防災拠点となる緑を確保します

【施策の方向性①】市街地に近接した緑地やオープンスペースの計画的な整備

市街地に近接した取手緑地運動公園※、藤代スポーツセンター、北浦川緑地等の大規模公園等は防災広場として、多様な役割を併せ持つ場所として計画的に整備します。

施策 35	都市内の緑環境の整備【継続】
内容	都市内の緑環境は、生活に潤いを与えるとともに火災発生時には延焼及び飛火を防止する延焼遮断帯としての機能や、緊急時の避難場所としての機能も有する等、多面的な役割を果たすことから、今後も公園・緑地の充実を図り、みどりを身近に感じることができる都市環境の整備を推進します。

施策 36	市民緑地※の整備【継続】
内容	平常時には市民に潤いを与え、火災時等には消防活動等の場となる市民緑地※の整備を推進します。

施策 37	公園・緑地の積極的な整備【新規】
内容	新たな市街地の拡大にあたって整備される公園・緑地等については、環境保全、防災、レクリエーション等の機能の確保を考慮しながら、地区内の緑を計画的に確保するために、積極的な整備を推進します。

施策 38	井野小学校跡地の避難場所等への活用【継続】
内容	井野小学校跡地は、公園として整備するとともに、これまでの小学校が担ってきた避難場所等の防災機能を継続して活用できるよう整備を図ります。

【施策の方向性②】 公園や都市緑地における災害時の避難場所としての機能の維持

藤代スポーツセンター、とがしら公園、北浦川緑地等の大規模公園等は防災拠点や広域避難場所等の災害時における活動拠点になります。このため、これらの大規模公園では、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

施策 39	防災機能の充実【継続】
内容	大規模公園等においては、防災拠点や広域避難場所等災害時における活動拠点として、耐震性貯水槽や備蓄倉庫等災害応急対策施設の充実を図ります。

施策 40	多目的機能※の確保【継続】
内容	新規に設置される公園・緑地については、災害時の多目的利用を考慮し、必要な機能を確保します。

施策 41	避難場所としての整備【継続】
内容	広大な河川敷については、避難場所として活用するため、誘導案内の設置等、緊急時に避難を円滑に行うための整備を進めます。

【基本方針 5】市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による緑化活動を推進します

【施策の方向性①】市民や自治会町内会、NPO 法人、市民活動団体、事業者との協働・連携による公園再整備や環境にやさしい質の高いみどり豊かなまちづくりの推進

老朽化した施設・遊具等、公園の再整備を行っていくにあたり、市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者の協働※によりニーズを反映した公園の計画・再整備を行うとともに、再整備後の維持管理や利用方法についても合意形成を図っていきます。事業者による緑化及び緑地の維持、公共施設の緑化及び緑地の維持についても、市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者との協働※により、環境にやさしく、質の高いみどり豊かなまちづくりを積極的に推進します。

施策 42	地元との協働※・連携による潤いのある都市空間の形成【継続】
内容	本市の特徴である利根川、小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくために、行政と市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者等、多様な主体による利用・管理の推進を図ります。 それらを活用した地域活性化に資する公園等の拠点の保全、整備を図り、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。

施策 43	緑地等の積極的な保全・管理【継続】
内容	まとまった山林や畑等の自然・緑地等が残されている地域については、本市に潤いを与える貴重な地域資源として、地権者の協力を得ながら、行政と市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者等、多様な主体の協働※による、積極的な保全・管理を図ります。

施策 34	ニーズを踏まえた公園整備【継続】〈再掲〉
内容	遊具、休憩施設等の改修・更新や、施設内の樹木の植栽、伐採等について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ地域と協議し、実施します。

施策 44	緑の活動に関するネットワーク※づくり【新規】
内容	市内の緑化活動を推進するために、市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者が連携してより効果的、効率的な緑化活動が展開できるよう、活動報告会等の情報交換や交流の場づくりに努めます。

施策 45	緑化支援制度・助成制度※による緑化の推進【継続】
内容	緑豊かな街並みづくりを支援するために、助成金の交付等、様々な支援を行います。 緑化支援については、要綱等を明文化した制度の創設を検討します。

施策 46	オープンガーデン※の検討【新規】
内容	オープンガーデン※とは、個人の庭を一般の方に公開するもので、イギリスで生まれました。花や緑を通じて個人の庭が人々のふれあいの場となり、その活動が街並みにまで波及していくことを期待して、「とりでオープンガーデン※」の開催を検討します。開催にあたっては、市民団体等と協働※で事前の周知方法や誘導の仕組みづくり、支援策について検討します。

施策 47	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデン※づくり【新規】
内容	市内には、既成市街地※内に未利用地が多く存在しています。これらの未利用地を、暫定的に様々な利用ができるコミュニティガーデン※として活用していくための支援や情報提供等を行う仕組みづくりを検討します。

施策 48	緑のカーテンコンクールの実施【継続】
内容	夏の日差しを遮り、節電にも貢献する緑のカーテン。これまでも開催してきた「緑のカーテンコンクール」を継続して開催し、緑に関する意識や関心を高め、緑や花づくりにかかわる取り組みを促進していきます。

施策 49	環境学習の支援・推進【継続】
内容	学校と連携し、次世代の緑を受け継ぐ子どもたちが、環境学習を通じて緑のすばらしさ、機能、役割等を学ぶことができるよう、今後も自然観察会、自然体験授業等を支援・推進していきます。

施策 50	土地所有者間における情報共有の推進【継続】
内容	樹林地の保全を推進するため、保全活動の必要性や活動に対する理解を得るなど、樹林地所有者間での情報共有を支援していきます。

施策 51	緑の保全活動の担い手づくり【新規】
内容	緑の保全活動に必要な知識や技術の普及を図るため、保全活動の入門講座を開催する NPO 法人※や市民活動団体の活動を支援し、担い手を育成することに努めます。

施策 52	緑に関するイベントの開催【継続】
内容	市民が楽しみながら参加や体験ができるよう、フラワーカナルで開催される「ふれあいの森コンサート」等の四季折々の行事や魅力あるイベントを展開していきます。また、市民による緑にかかわる様々なイベントについても積極的に支援します。

施策 53	市民との協働※による緑の地域資源の発掘【新規】
内容	市民の方々の協力のもとに、行政だけでは対応できない地域のきめ細かな自然環境や巨木等の情報収集、地域資源の発掘を行っていくものです。 得られた調査結果は行政で行う調査を補完する貴重な資料として活用し、自然環境や緑の資源の保全に役立てていきます。

施策 54	緑に関する情報提供の実施【継続】
内容	緑とふれあう機会の増進や緑にかかわる活動への参加のきっかけとなるよう、緑に関する情報を積極的に提供していくものです。 緑の保全・創出にかかわる制度や公園緑地の利用ガイド、緑にかかわる市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体の活動成果や民間事業者による優れた緑化事例等の紹介を、ホームページ・広報とりで等により行っていきます。

【施策の方向性②】 各種制度の充実や見直し等によるまちなかのみどりの創出

市民によるまちなかのみどりを創出するために、取手市では「グリーンバンクとりで」、「取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例」、「開発行為等に係る緑の保全と緑化の推進」等を定めて、みどりの創出を推進しています。

また、市民や自治会町内会や NPO 法人※、市民活動団体による、自然・環境学習や緑化についての活動も支援しています。

今後、これらの制度の拡充を図りつつ、市民や NPO 法人※、市民活動団体との協働※による持続的なみどりの創出や維持管理を推進します。

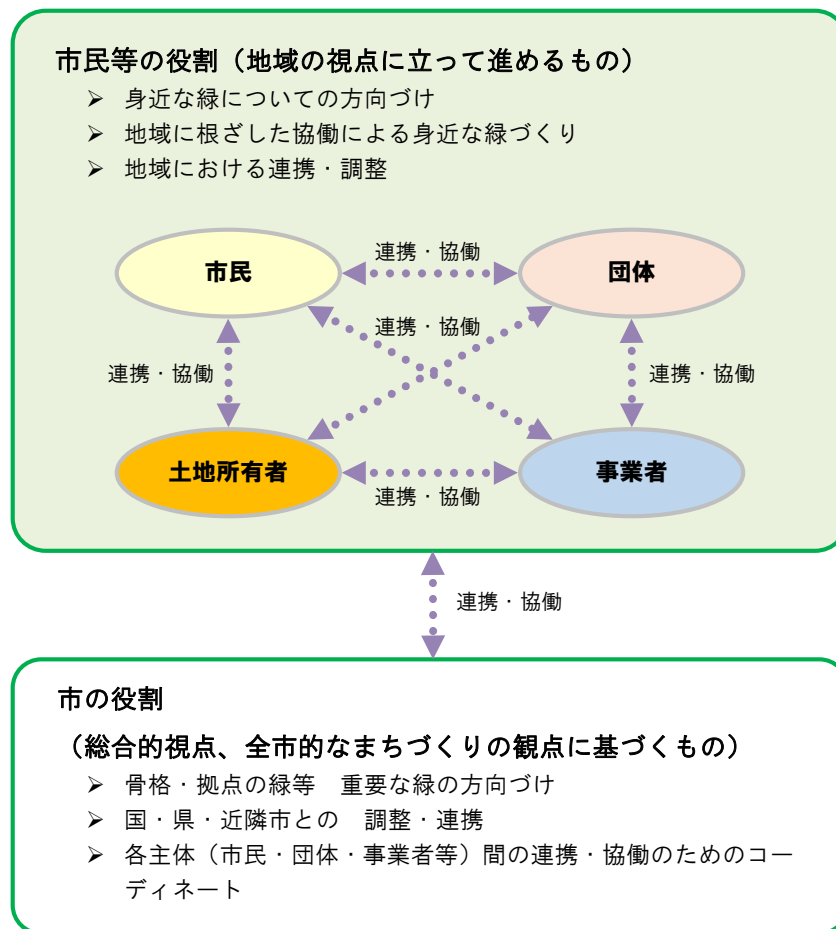
施策 55	取手市優良緑化施設認定制度※【新規】
内容	潤いのある住宅の景観を創出するため、住宅地内への緑化等積極的な緑化施策を推進します。また、個人的な取組みにとどまらず、街全体の緑化を目指すため、緑化認定制度の導入を検討します。

施策 30	市民参加によるみどりの整備の推進・支援【継続】＜再掲＞
内容	市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体による公園づくり、公園管理、花壇整備・フラワーカナル整備※等の活動を推進・支援します。

施策 56	みどりの創出のための制度の活用【継続】
内容	市民や自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体、事業者との協働※によるみどりの創出を推進するために、花の種や苗の配布といった支援制度等の拡充を図ります。

施策 57	計画の推進に向けた役割分担【新規】
内容	緑の現状や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえながら、市民、土地所有者、団体（自治会町内会、NPO 法人※、市民活動団体）、事業者、そして市が、それぞれの役割を果たすための役割分担を検討します。

■市と市民の役割分担の概念



4 章 地域別の方針

ここでは、前章で掲げた「施策の方向性と内容」を基に、地域別の方針を整理しました。

1-1 取手駅周辺地域

現 況

①地域特性

- ・ 既成市街地※

②土地利用

- ・ 都市拠点
- ・ 駅周辺地域
- ・ 住宅地、商業地、工業地が分布
- ・ 井野小学校跡地をレクリエーション等の場として開放

③緑量

- ・ 大規模工場の緩衝緑地がある
- ・ 利根川河川敷（取手緑地）への緑量の偏在
- ・ 街区公園※

課 題

- ・ 既成市街地※内での緑量の維持・確保
- ・ 既成市街地※内で、街区公園は多いが、緑量は少ない
- ・ 既存の緑資源の活用
- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 河川緑地の親水性向上

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープラン※における緑に関する方針

- ・ 都市緑化
- ・ 都市に近接する緑地の活用
- ・ 大規模工場と住宅地の共生（緑地の活用）
- ・ 取手緑地、利根川河川空間、サイクリングロードの充実・整備

②環境基本計画における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

緑に係る基本的な考え方

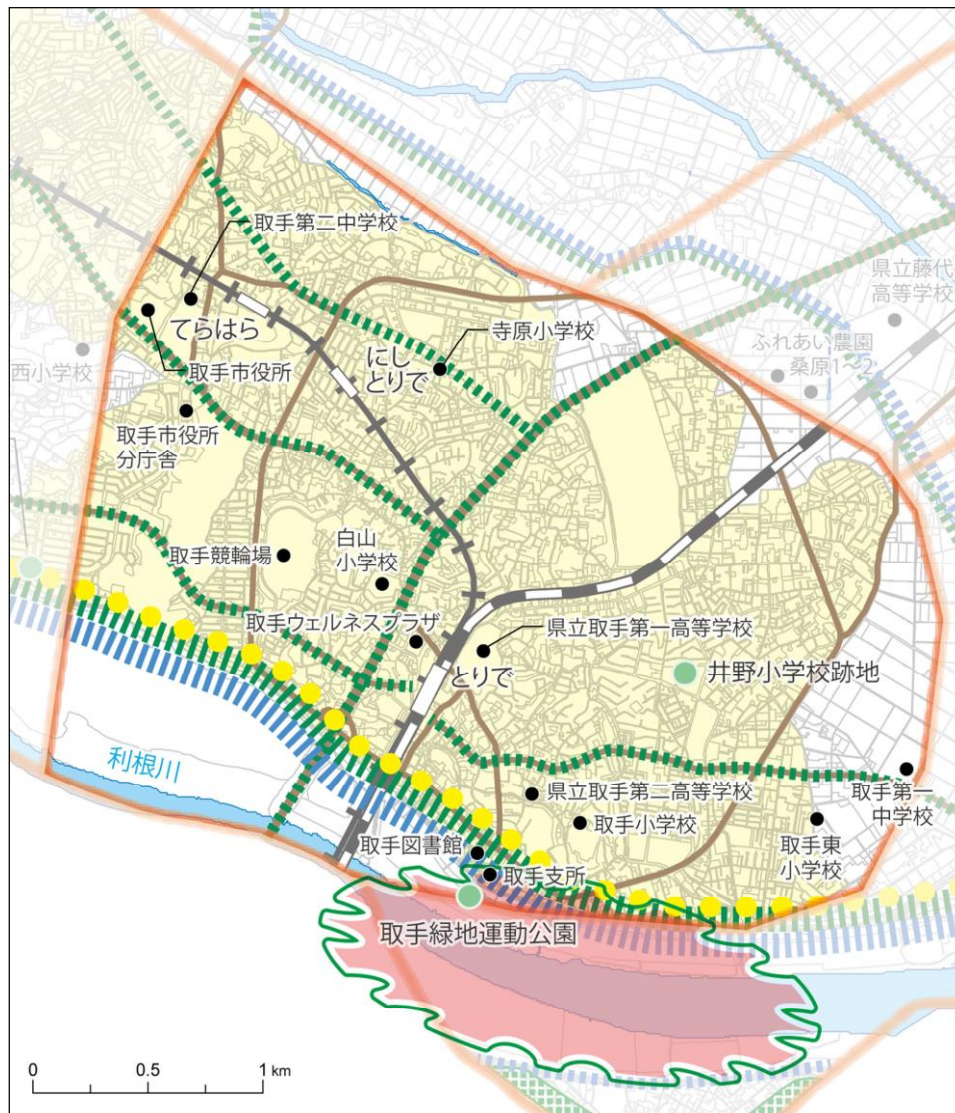
- ・ 大規模工場緩衝緑地※の保全による環境共生
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 公園等の緑地資源の保全・充実・整備と活用

整備方針

- ・ 緑化重点地区としての緑化の推進
- ・ 拠点である取手緑地運動公園※をはじめとした緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 利根川沿いの河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 大規模工場緩衝緑地※の保全による環境共生
- ・ 開発計画にあわせた上質な公園・都市緑地※等の整備による緑量の確保

地域別施策の方向性

- ・ 都市拠点である取手駅周辺の中心市街地の緑量の維持・確保に努めます。
- ・ 住宅地の中の大規模工場においては、事業者との連携のもと、周辺の斜面林の緩衝緑地※としての保全、及び緩衝緑地※の創出に努めます。
- ・ 住宅地の緑化により、住宅地との共生に配慮した良好な環境形成を図ります。
- ・ 保存が必要な斜面林等については、県の制度も活用しながら保全を推進するために、土地所有者への周知、支援を行います。
- ・ 井野小学校跡地については、市民のニーズを踏まえ、地域との協働で遊具、休憩施設の設置を検討し、整備を進めます。
- ・ 取手緑地運動公園※は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動の拠点としての機能の充実に図り、連続したオープンスペースの確保を図ります。また、小堀の渡しと取手駅周辺地域にある旧取手宿本陣染野家住宅等と連携して、歴史に親しむ観光にも対応できる回遊性のある環境の整備に取り組みます。
- ・ 利根川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。また、河川敷周辺施設は案内板等による周知・誘導等、情報提供を充実させ、観光資源等としてまちづくりにも活用していきます。
- ・ 利根川沿いのサイクリングロード未整備区間の整備を行い連続性を確保し機能を充実させるための検討を行います。



1-2 藤代駅周辺地域

現 況

①地域特性

- ・ 既成市街地※

②土地利用

- ・ サブ拠点
- ・ 駅周辺地域
- ・ 住宅地

③緑量

- ・ 小貝川河川敷（サイクリングロード、グラウンド）
- ・ 既成市街地内で、緑量は少ない

課 題

- ・ 既成市街地※内での緑量の維持・確保
- ・ 既存の緑資源の活用

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおける緑に関する方針

- ・ 小貝川が創出する良好な自然資源を適正に保全
- ・ 観光資源としてのサイクリングロードの整備

②環境基本計画における緑に関する方針

- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

緑に係る基本的な考え方

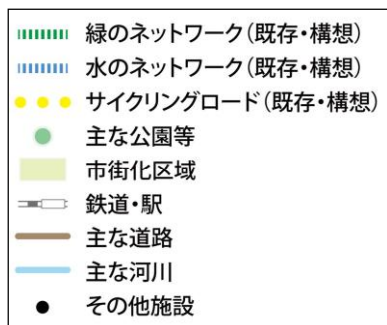
- ・ 公園等の緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備

整備方針

- ・ 小貝川河川敷等の緑地資源の保全と、住宅地域からのアクセス性の向上
- ・ 小貝川沿いのサイクリングロード等の充実、整備

地域別施策の方向性

- ・ 藤代駅周辺の公園空白域への公園・緑地等の確保に向けて、地域に居住する市民との協働で身近に感じられる公園等の整備について検討していきます。
- ・ 小貝川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正な保全を図ります。また、河川敷周辺の施設は案内板等の充実により近隣住宅地からのアクセス性の向上を図ります。
- ・ 小貝川沿いの地区ではサイクリングロードとして県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、ベンチ等休憩施設の整備により、近隣の市民が身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。



1-3 国道沿道地域

現 況

①地域特性

- ・ 田園地帯
- ・ 一般国道6号が南北方向に通過している

②土地利用

- ・ 市街化調整区域※が大半
- ・ 取手駅周辺と藤代駅周辺を結ぶ都市軸上
- ・ 開発需要が高い

③緑量

- ・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
- ・ ふれあい農園

課 題

- ・ 国道6号沿道の計画的な土地利用
- ・ 既存の緑資源の活用

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおける緑に関する方針

- ・ 大規模工場周辺の緩衝緑地の配置（住宅地との共生）

②環境基本計画における緑に関する方針

- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全

緑に係る基本的な考え方

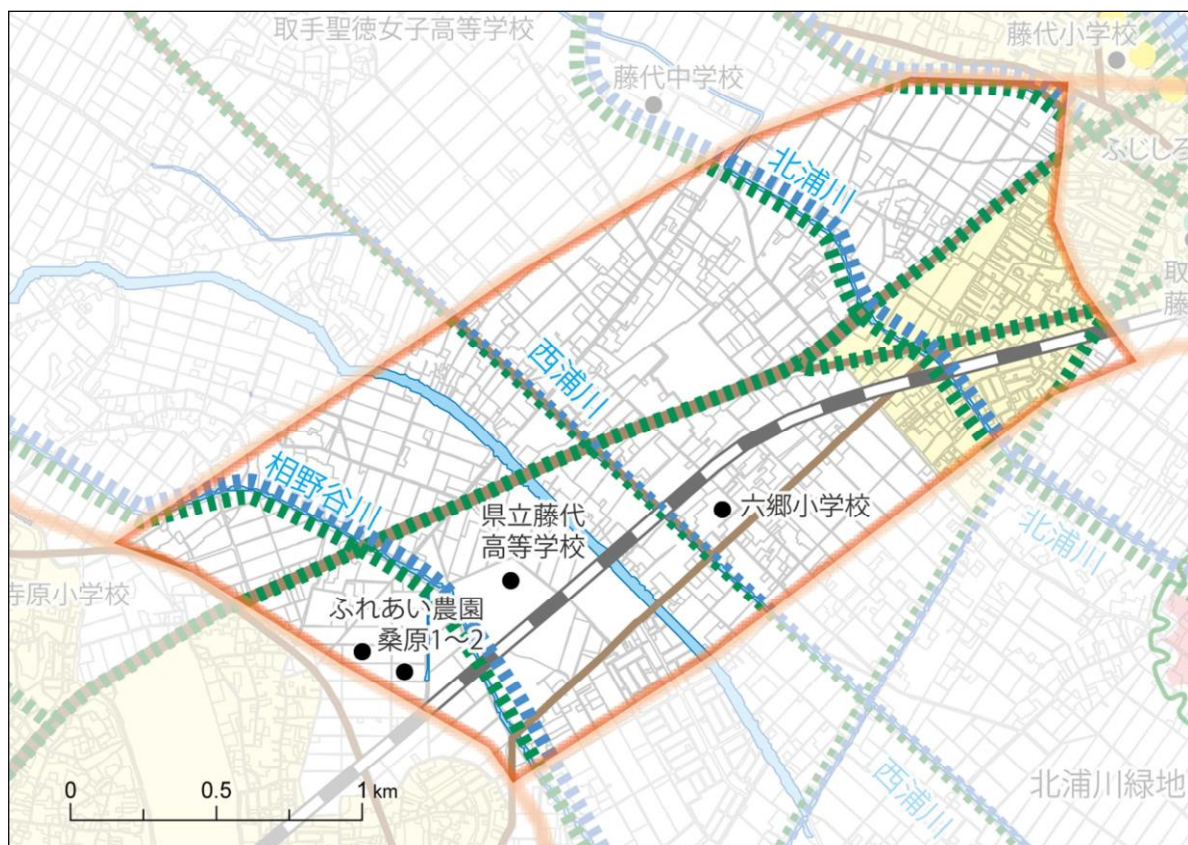
- ・ 開発計画にあわせた上質な公園・都市緑地等の整備
- ・ 緑地資源の保全と活用
- ・ 田園景観の保全

整備方針

- ・ 開発計画にあわせた上質な公園・都市緑地等の整備による緑量の確保
- ・ 北浦川沿い、相野谷川沿い、西浦川沿いの緑地資源の保全と活用
- ・ 田園景観の保全

地域別施策の方向性

- ・ 国道6号沿道の住宅地や事業所が混在する地区においては、道路沿線地域の緑化、緩衝緑地※の創出等の配慮により、良好な環境形成を図ります。
- ・ 西浦川、相野谷川、北浦川の水辺空間と河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。
- ・ 水のネットワークや緑のネットワーク未整備区間については、遊歩道等を整備し、連続性を確保し機能の充実を図ります。



1-4 北部地域

現 況

①地域特性

- ・ 田園地帯

②土地利用

- ・ 市街化調整区域^{*}が大半

③緑量

- ・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
- ・ 小貝川河川敷
- ・ 藤代スポーツセンター

課 題

- ・ 既存の緑資源の活用
- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 河川緑地の親水性向上

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおける緑に関する方針

- ・ 田園環境と共生できる良好な住居環境の形成
- ・ 農業生産環境と都市環境の調和のとれた地域整備
- ・ 自然資源の適正保全と観光資源としての活用
- ・ 岡堰と、高井城址公園、ゆめみ野公園との連携を図り緑と水辺の拠点としての機能充実
- ・ 藤代スポーツセンターと小貝川リバーサイドパークを中心とした緑と水辺の拠点の機能充実
- ・ サイクリングロード整備を進め、拠点とのネットワーク^{*}化
- ・ 良好な水辺空間を活かし、龍ヶ崎市の牛久沼水辺公園とも連携したサイクリングロードや遊歩道の整備

②環境基本計画における緑に関する方針

- ・ 河畔林^{*}や河畔の草地の保全
- ・ 社寺林^{*}・屋敷林^{*}や巨木・古木等の保全

緑に係る基本的な考え方

- ・ 緑地資源の保全・充実と活用
- ・ 田園景観の保全

整備方針

- ・ 藤代スポーツセンター、小貝川リバーサイドパークを中心とする拠点等の緑地資源の保全・充実と活用
- ・ 田園景観の保全
- ・ 小貝川沿いのサイクリングロード等の充実

地域別施策の方向性

- ・ 市街地に近接する藤代スポーツセンター、小貝川リバーサイドパークは、連続したオープンスペースとしての利活用や防災上の機能向上を図ります。また、案内板等による周知・誘導等を充実させることでアクセス性の向上を図るとともに、市内外への情報提供を強化することで観光資源としても活用していきます。さらには、県南総合防災センター、フラワーカナル等周辺施設と一体となった緑と水辺の拠点として、機能充実を図ります。
- ・ 小貝川沿いの地区では県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、利用状況やニーズに合わせて遊歩道やベンチ等の休憩施設を整備することにより、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを継続して進めます。
- ・ 小貝川、相野谷川、西浦川、北浦川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。
- ・ 牛久沼周辺は、近郊緑地保全区域^{*}の保全を図るとともに、牛久沼の周辺市や関係機関と連携を図ります。
- ・ 地域内の農地については、農地の機能を確保しつつ、田園景観の保全を図ります。

1-5 東部地域

現 況

①地域特性

- ・ 田園地帯

②土地利用

- ・ 市街化調整区域※が大半

③緑量

- ・ 農地としての緑地が豊富で市民満足度が高い
- ・ 利根川河川敷、小貝川河川敷
- ・ 取手緑地、北浦川緑地、北浦川緑道※
- ・ 斜面林
- ・ ゴルフ場
- ・ ふれあい農園
- ・ 都市公園

課 題

- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 河川緑地の親水性向上
- ・ 既存の緑資源の活用

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおける緑に関する方針

- ・ 芸術文化と自然環境に触れて暮らせる居住環境の形成
- ・ 斜面林や利根川の水辺空間等の豊富な自然環境の活用
- ・ 周囲の自然環境と共生した住みやすい居住環境の形成
- ・ 低地に広がる丘陵周辺部の斜面林、利根川、小貝川や古利根の水辺空間等の自然資源を保全し、適正に観光資源等として活用
- ・ 北浦川緑地、取手緑地：自然に親しむことができる緑と水辺の拠点としての機能充実を図る
- ・ 小貝川沿いのサイクリングロードの整備を促進するとともに、緑と水辺の拠点としての整備を検討
- ・ 緑の資源としての一面を有するゴルフ場の利用継続（当面）

②環境基本計画における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 斜面林の保全※
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全
- ・ 親水広場等自然性の高い水辺の整備

緑に係る基本的な考え方

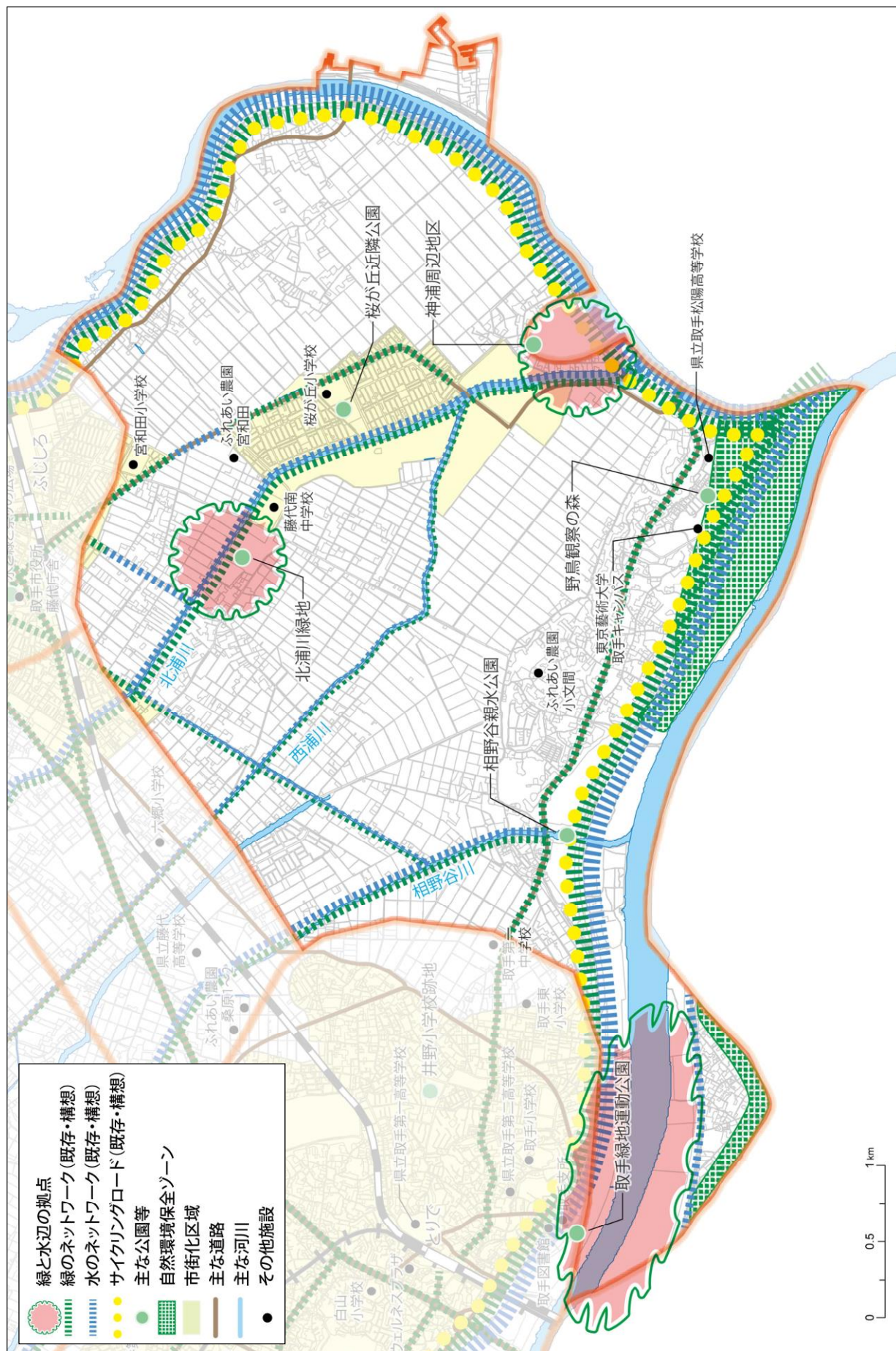
- ・ 緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 田園景観の保全
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 斜面林の保全※

整備方針

- ・ 拠点となる北浦川緑地、神浦周辺地区等の緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 田園景観の保全
- ・ 利根川沿い、小貝川沿い等の河川空間の遊歩道等の充実、整備
- ・ 住宅地周辺の斜面林の保全

地域別施策の方向性

- ・ 相野谷川、西浦川や北浦川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。
- ・ 古利根沼の水辺空間については、自然豊かな環境であることから、環境教育の場や、釣り等のレクリエーション施設としての活用を検討します。また、小堀の渡しとも連携し、観光資源としての活用も検討します。
- ・ 神浦周辺地区、取手緑地運動公園等の河川敷周辺の眺望環境を保全し、水辺景観の向上を図り、観光資源等として活用していきます。
- ・ 緑地である農地については、農地の機能を確保しつつ、保全を図ります。
- ・ 小貝川沿いのサイクリングロード未整備区間については、利用状況やニーズに合わせて、サイクリングロード、遊歩道やベンチ等の休憩施設を整備し、連続性を確保し機能の充実を図ることで、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ・ 保存が必要な斜面林等については、県の支援制度等も活用しながら、保全を推進するための土地所有者への情報提供等を行います。
- ・ 水のネットワークや緑のネットワーク未整備区間については、遊歩道等を整備し、連続性を確保し機能の充実を図ります。



1-6 西部地域

現 況

①地域特性

- ・ 既成市街地※

②土地利用

- ・ 市街化区域※、市街化調整区域が同程度分布

③緑量

- ・ 小貝川、利根川沿いには農地や斜面林等の自然資源が多く残存
- ・ 開発等によって自然環境が失われている。
- ・ ふれあい農園
- ・ 稲戸井調節池

課 題

- ・ 河川緑地の適正保全
- ・ 既存の緑資源の活用

関連計画等における位置づけ

①都市計画マスタープランにおける緑に関する方針

- ・ 緩衝緑地※となる緑の配置等住宅地との共生に配慮した環境形成
- ・ 都市構造とのバランス、自然景観や地元意向に十分配慮
- ・ 斜面林の適正保全
- ・ 自然と歴史に親しめる機能の充実
- ・ 緑の拠点として、斜面と一体となった良好な環境と景観の保全
- ・ 堤防を利用したサイクリングロード、遊歩道等の整備を進め、親水緑地※としての整備を図る

②環境基本計画における緑に関する方針

- ・ 河畔林※や河畔の草地の保全
- ・ 斜面林の保全
- ・ 社寺林※・屋敷林※や巨木・古木等の保全
- ・ 親水広場等の自然性の高い水辺の整備

緑に係る基本的な考え方

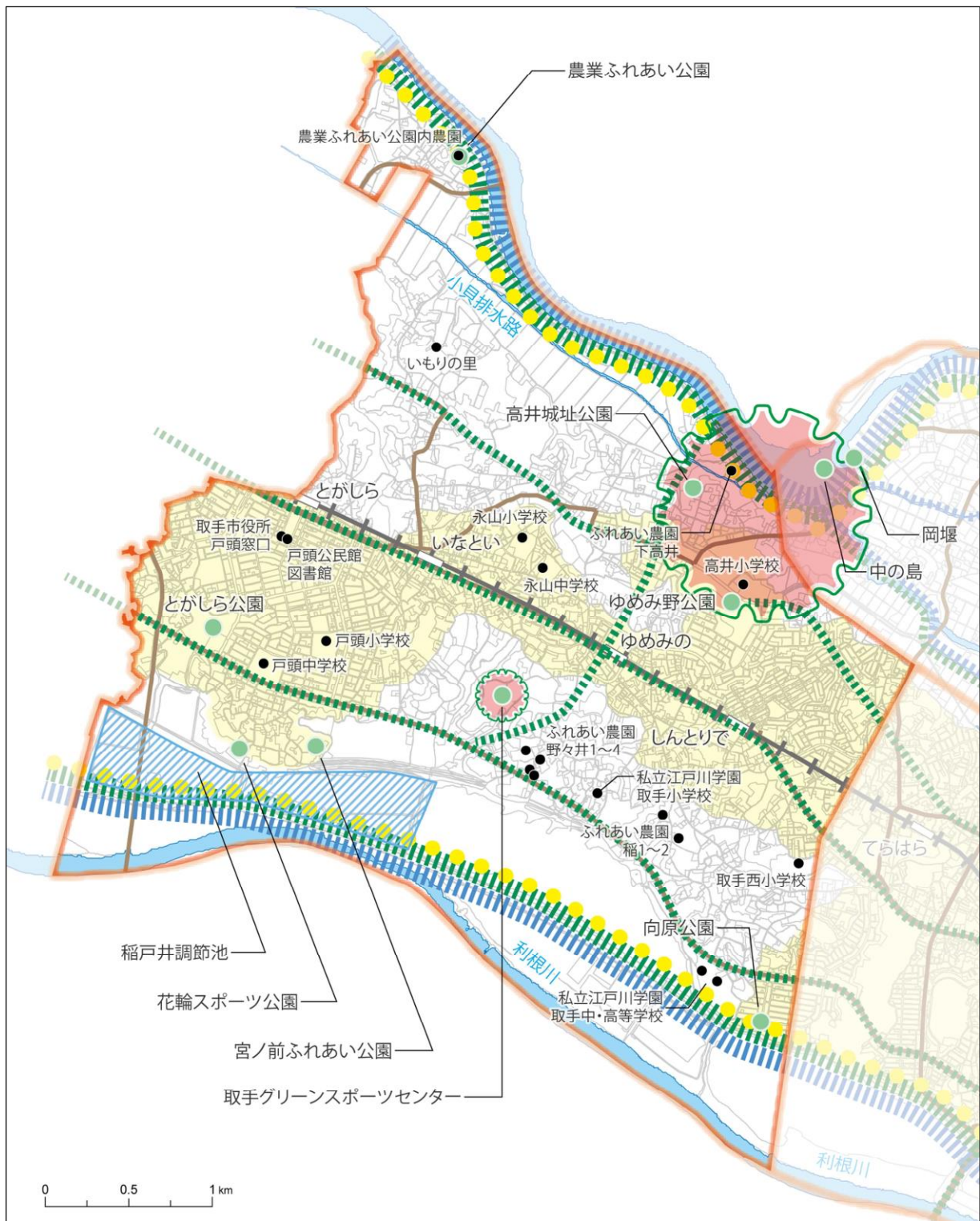
- ・ 緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 緑の拠点となる公園の緑化推進
- ・ 河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 田園景観の保全
- ・ 斜面林の保全

整備方針

- ・ 拠点となる高井城址公園等の緑地資源の保全・充実・整備と活用
- ・ 緑の拠点となる公園の充実と活用
- ・ 利根川沿い、小貝川沿いの河川空間のサイクリングロード等の充実、整備
- ・ 田園景観の保全
- ・ 住宅地周辺の斜面林の保全

地域別施策の方向性

- ・ 小貝川沿いの地区ではサイクリングロード等として県道取手常総自転車道線の利用を促進するとともに、利用状況やニーズに合わせて、遊歩道やベンチ等の休憩施設を整備することにより、身近に水辺の自然を楽しむことができる環境づくりを進めます。
- ・ 高井城址公園、岡堰・中の島公園、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として機能充実を図ります。また、案内板等による周知・導入等を充実させることでアクセス性の向上を図り、観光資源等としてまちづくりにも活用していきます。
- ・ 利根川沿いのサイクリングロード未整備区間の整備を行い連続性を確保し機能を充実させるための検討を行います。
- ・ 稲戸井調節池の区域については、関係機関と連携しながら堤防を利用したサイクリングロードやスポーツ施設等の整備について検討します。
- ・ 取手グリーンスポーツセンターでは、健康づくりやスポーツ・レクリエーションの機能も有する緑の拠点として、周辺の斜面林と一体となった良好な環境と景観の保全を図ります。
- ・ 緑地である農地については、農地の機能を確保しつつ、保全を図ります。
- ・ 住宅地周辺の保存が必要な斜面林等については、県の支援制度等も活用しながら、保全を推進するための土地所有者への情報提供等を行います。
- ・ ゆめみ野地区やその他住宅地については、個々の住宅の緑化活動の支援を検討します。
- ・ 利根川や小貝川の水辺空間と良好な河畔の緑地について、適正に保全されるよう河川管理者に働きかけます。

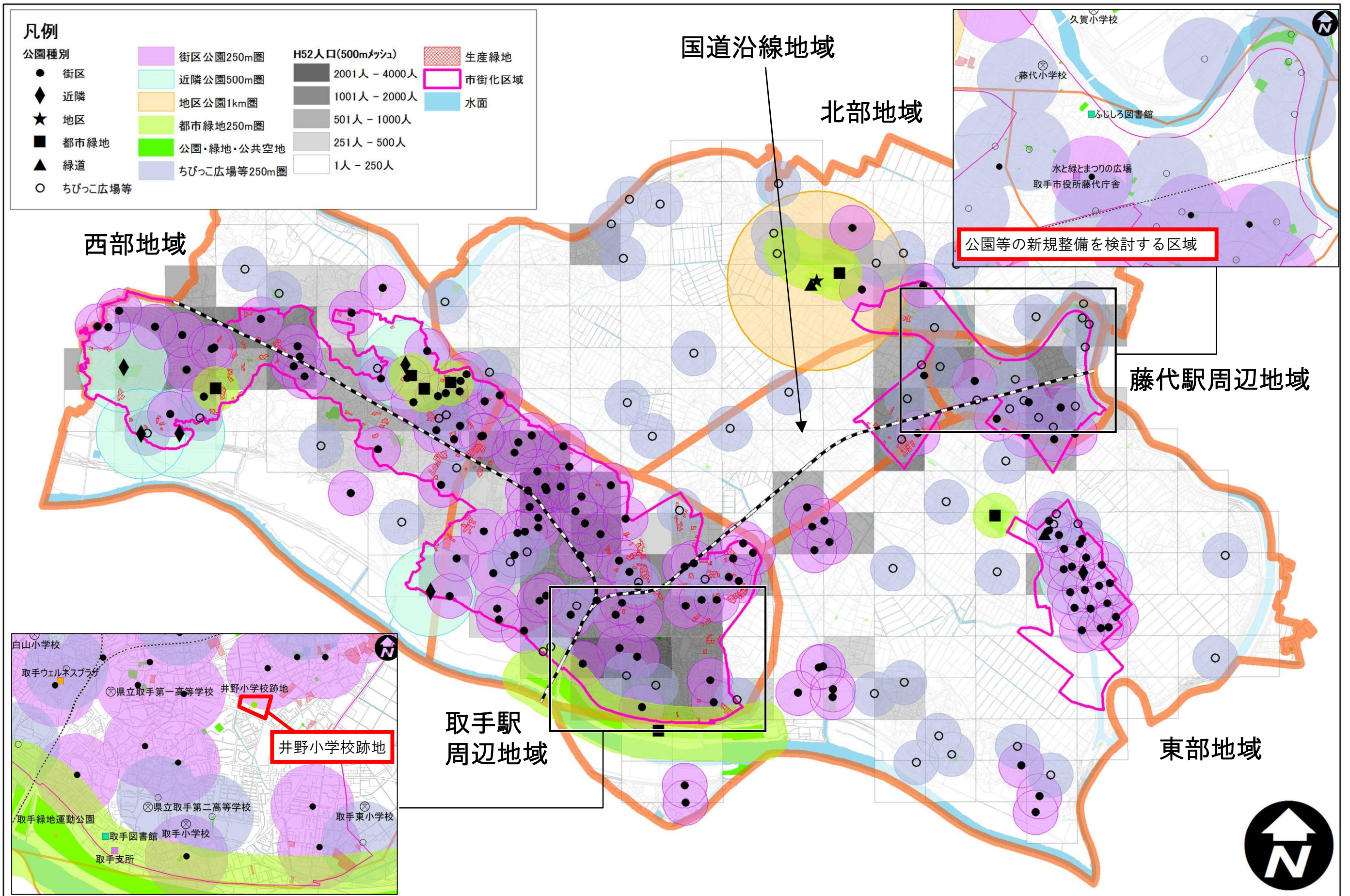


5 章

公園配置計画

現在、市内に配置されている公園は、都市公園法※で規定された街区公園※、近隣公園※、地区公園※と、その他ちびっこ広場等の公園があります。これらの公園は、市街化区域※を網羅するように分布しており、概ね充足しているといえます。ただし、公園誘致圏※¹の範囲外となる取手駅東側（井野地区）、藤代駅周辺地域については、本計画の目標年次である令和 20 年の人口推計によると将来も一定の人口分布が見込まれることから、公園の新規整備が必要であると考えられます。今後は井野小学校跡地の公園施設整備と、藤代駅周辺地域への公園等の整備について検討を進めます。

※1 その他ちびっこ広場等の公園についても、街区公園の誘致距離 250m を当てはめて公園誘致圏の確認を行いました。



■都市公園の誘致圏域と新規整備を検討する区域

井野小学校跡地周辺については、平成 27 年度から令和 22 年度にかけて、人口が大きく減少する見込みとなっています。特に、「井野団地」の人口減少が著しく、老年人口比率は令和 22 年になると 40～50%となる見込みです。一方で、井野地区では、旧取手第一中学校跡地に取手市立井野なないろ保育所・地域子育て支援センターの整備が進められており、近隣にも民間の保育園があることから、今後、子育て世代の転入も期待されています。

このことから、井野小学校跡地の緑のオープンスペース※は、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ、地域との協働※で遊具、休憩施設の設置を検討し、新たな公園として整備を進めていきます。

また、市全体としては、平成 28 年度策定の「取手市 公園施設長寿命化計画」の考え方に基づいて、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新等の長寿命化対策を実施します。令和 9 年度以降については、将来の人口動向、利用状況や世代別のニーズを踏まえ、誘致圏が重複している小規模な公園等は統廃合について検討します。また、既成市街地※内の未利用地については、コミュニティガーデン※として活用することを検討します。合わせて、公園の空白域となる地区については、緑と水辺の拠点や利根川、小貝川等の緑量の豊かなエリアへのアクセス性の向上を図り、さらなる利便性の向上を目指します。

表 公園に関する施策の優先度

施策 No.	施策の内容	優先度
34	・遊具、休憩施設の改修・更新や、施設内の樹木の植栽、伐採等について、子育て世代や高齢者等の世代別のニーズを踏まえ地域と協議し、実施します。	
32	・多くの人が日常的に利用する公園等については、高齢者や障がい者をはじめすべての市民が安心して利用できるように新たな公園や再整備にあわせバリアフリー化を図ります。	
17	・取手緑地運動公園※は、広い河川空間を活用してスポーツや川に親しむ活動の拠点としての機能の充実を図ります。また、小堀の渡しと取手駅周辺地域にある旧取手宿本陣染野家住宅等と連携して回遊性のある環境整備に取り組みます。案内板等を整備して、歴史に親しみ観光にも対応できる環境の整備に取り組みます。	
26	・空白域への公園・緑地等の確保に向けて、空白域に居住する市民との協働※で身近に感じられる公園等の整備について検討します。	
18	・高井城址公園、岡堰・中の島、岡台地の大日山古墳史跡の連携を図り、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として機能充実を図ります。	
37	・新たな市街地の拡大にあたって整備される公園・緑地等については、環境保全、防災、レクリエーション等の機能の確保を考慮しながら、地区内の緑を計画的に確保するために、積極的な整備を推進します。	

6 章

緑化重点地区

1 緑化重点地区の概要

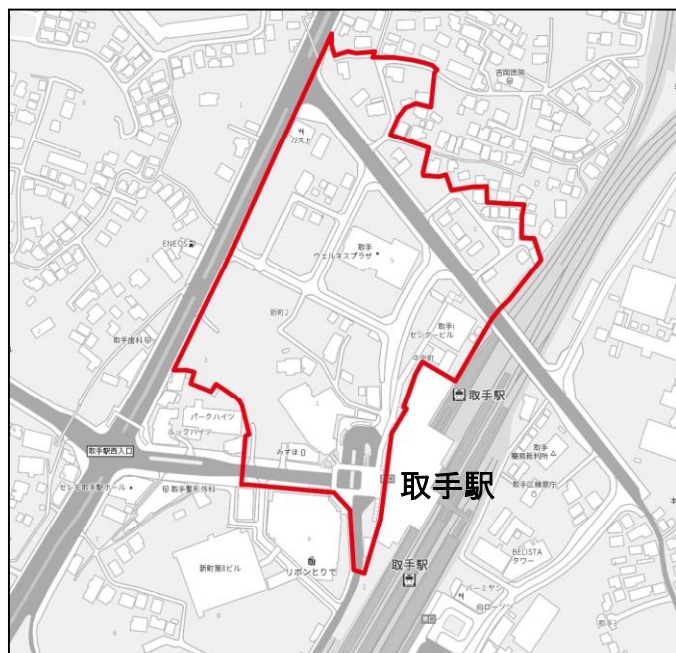
緑化重点地区とは、都市緑地法※に基づき「緑の基本計画」に定めることのできる「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。緑化重点地区の基本方針に沿って緑化施策を総合的に講じ、重点的な緑化を推進します。

2 緑化重点地区の設定

本計画では、健康・医療・福祉・環境機能の充実に主眼を置いた持続可能な中心市街地として再整備事業を実施している取手駅西口周辺地区について、事業に際し、取手市の顔にふさわしい緑豊かな憩いの空間を創出するため、緑化重点地区とします。

なお前計画で緑化重点地区に設定されていた3つの地区のうち「取手緑の中心市街地地区」については、取手駅東口地区で平成13年に土地区画整理事業※が完了しているため本計画では西口周辺地区のみを対象とします。また、「下高井地区」についても平成23年3月に取手ゆめみ野のまちびらきがあり、事業は完了しています。

その他、取り巻く環境の変化と事業の実現性を考慮し「稲戸井健康スポーツ地区」については本計画の緑化重点地区には含めないものとします。



緑化重点地区の範囲

3 現状と課題

3-1 みどりの整備状況

取手駅西口周辺地区は、茨城県南地域の交通の要衝であり周辺市町村圏住民の日常生活拠点となっており、市では取手駅北土地利用構想においてまちづくりの目標として「市民の健康を増進し、活力を創出する中心市街地 ウェルネス・タウン取手の創造」を掲げ、まち全体の健康・医療・福祉施策と連携し、そのハブ機能となる中心市街地の形成を目指して都市基盤整備を進めてきました。その中で、「ウェルネス・タウン取手の創造」の拠点施設として、取手ウェルネスプラザが平成27年10月1日に開館しました。取手ウェルネスプラザの南側には、野外ステージを合わせ持つ取手ウェルネスパークの整備を一体的に行いました。公園面積は1,800㎡で、南側という恵まれた採光条件を活かした植栽配置により、やすらぎを感じられる木陰を演出しています。

また、令和4年度までを事業期間とした取手駅北地区土地区画整理事業※が施行中であり都市計画道路の整備とともに植栽帯を設置したポケットパーク※が整備されています。

3-2 重点地区における課題

この地区では、中心市街地の求心力の維持・向上のため、商業の再生だけではなく新たなまちづくりが求められています。円滑な歩行回遊性の確保とともに重点的・一体的なバリアフリー化を推進する必要があります。さらに、今後人口減少や少子高齢化が進行する中でも多世代が安全かつ健康的に暮らし続けるために、中心市街地である取手駅周辺への各種都市機能や居住の誘導による集約型のまちづくりの検討が進められています。

このようなまちづくりにおいて、市民の憩いの場となる公園の維持管理や、市の玄関口にふさわしく快適に回遊できる緑豊かな街路景観の形成が必要であり、緑化重点地区として地域と連携した取組みが求められています。

4 緑化施策

4-1 整備方針

取手駅周辺地区における整備方針を以下の通りとします。

緑豊かな公園とうるおいある快適な街なか回遊空間の創出

- 公園における良好な緑環境の維持保全及び公共施設や民間敷地における緑化の推進により、環境に配慮した都市空間を形成します。
- 道路空間や沿道建物との調和を図りながら、地域との連携により、草花等によるうるおいある街路景観を創出します。
- 壁面緑化等の導入及び公開空地※における回遊性を高めつつ魅力あるオープンスペース※の整備を促進します。

4-2 緑化の推進に係る施策

(1) 公園

- ・公園内のまとまった植栽について、将来形を見据えた段階的な育成と適正な維持管理により、緑量の確保とうるおいある景観形成を図ります。

(2) 道路空間

- ・道路空間においては、既存の植樹帯を活用し、沿道住民の理解と協力を得ながら草花による緑化等を進めます。
- ・沿道住民や沿道企業等が街なかの緑化に参画できるよう、市民のニーズを反映しつつ緑化推進の支援制度の創設を検討します。

(3) 西口交通広場

- ・西口交通広場については、シンボルとなる植栽の配置により、玄関口にふさわしい緑豊かな景観を形成します。

(4) 公共施設

- ・公共施設においては、修景や夏場の日差しを遮る木陰空間の確保に配慮した植栽を推進します。

(5) 住宅

- ・沿道の理解と協力のもと、住宅敷地において生け垣等の緑化を誘導します。また、駐車場や駐輪場、その他付帯設備には目隠しとなるような植栽等を配置するように誘導し、緑とうるおいを感じることもできる街並みの形成を目指します。

(6) 民間施設

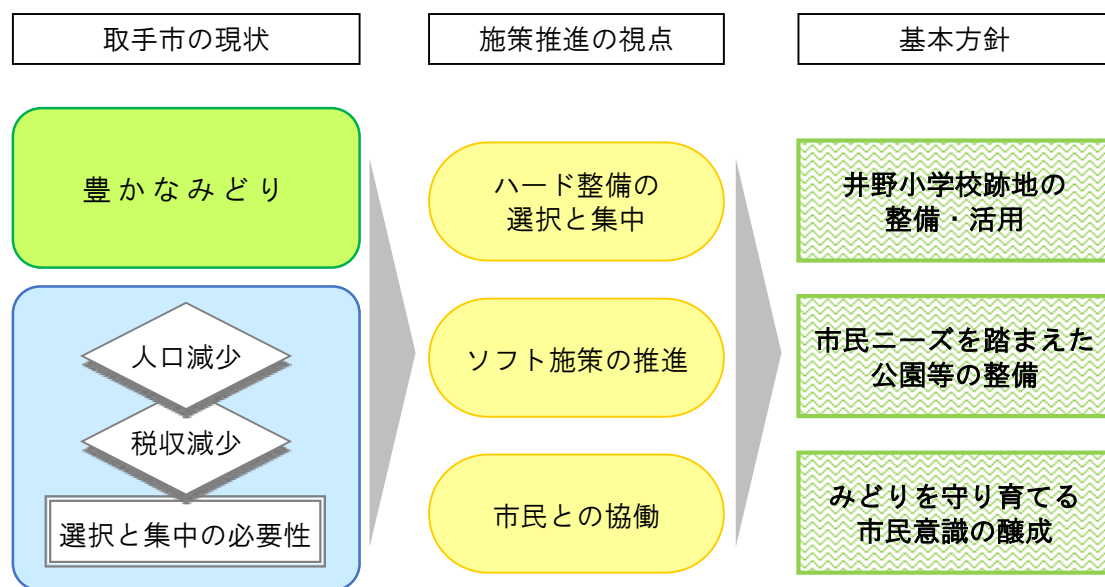
- ・今後、地区内に民間施設が整備される場合は、民間事業者の理解と協力を得ながら、壁面緑化等の導入及び公開空地※における回遊性を高めつつ魅力あるオープンスペース※の整備を促進します。
- ・公開空地※等での緑化に当たっては、民間事業者の協力、連携のもと、市民活動団体等による参画を推進します。

7 章 計画の推進

取手市は、市内の緑の面積が 50%を占めており、高い水準で自然豊かな環境であると言えます。今後、少子化の進行による人口減少により、利用されない農地や空地が増加することが懸念され、また市の財政にも限りがあることから、どのように緑を維持していくのかが大きな課題となっています。また、緑があっても荒れた環境では市民が親しめる緑とは言えません。

そこで本計画の主旨である、緑の量は現状を維持しつつ、市民が親しみやすい緑環境の、質の向上を目指すことを目的とした優先的施策を設定しました。

優先的施策のうち新たに整備する箇所としては、井野小学校跡地を公園として整備する計画です(施策 21、38)。さらに、市民ニーズを踏まえた公園施設等の整備を進めます(施策 34)。また、既に整備された緑については、市民等と協働で公園整備等の緑の保全活動、緑化活動を推進していきます(施策 30、42、47、51、19)。



優先的施策の考え方

1 優先的施策（案）

ここでは、3章で掲げた「みどり」の施策について、今後優先的に推進する施策を「優先的施策」として示します。

1-1 井野小学校跡地の整備・活用

優先的施策名	[施策 21]【新規】井野小学校跡地の整備
・井野小学校跡地については、地域の特性に合わせた整備を実施します。 ・周辺地区には井野なないろ保育所・地域子育て支援センターが整備され、子育て世代への対応が求められるとともに、増加する高齢者にとっても利用しやすい機能を持たせることで、多世代が集い地域コミュニティの活性化に資する空間を創出します。 ・具体的には、地域住民の方々の意見を反映しつつ、園児や児童とその保護者のニーズに合わせた遊具や休憩施設、多様な世代が日常的に利用し健康づくりができる健康遊具等の設置を進めます。	
優先的施策名	[施策 38]【継続】井野小学校跡地の避難場所等への活用
・井野小学校跡地は、日常的に地域の憩いの場として利用される一方で、これまでの小学校が担ってきた防災機能を継続します。 ・具体的には、避難場所として緊急時に集合した人の安全が確保されるスペースを維持するとともに、平常時から地域ぐるみの防災活動や地域への情報伝達の拠点として位置付け、防災意識の向上に努めます。	

1-2 市民ニーズを踏まえた公園施設等の整備

優先的施策名	[施策 34]【継続】ニーズを踏まえた公園整備
・既存の公園には、遊具や休憩施設をはじめ、植栽された樹木等、継続的な維持管理と必要に応じた改修や更新が必要なものがあります。 ・取手市都市公園施設長寿命化計画に基づき平成 29 年度より 10 年間の計画期間において、対策優先順位の高い公園の遊具、休憩施設等の改修・更新を行うに当たり、最も身近な利用者である地元自治会等と調整を図り、ニーズを把握した上で、より利用実態に即した対応を行います。	

1-3 みどりを守り育てる市民意識の醸成

優先的施策名	[施策 30]【継続】市民参加によるみどりの整備の推進・支援
・里親制度では、公園、公民館、道路等の公共施設の環境保全・美化活動に取り組んでいます。 ・今後は制度の活用を推進するため、活動の成果を広く周知し、市民や自治会町内会、NPO法人、市民活動団体の意見を聞き、効果的な支援のあり方を検討し、公園等の整備や管理、花壇整備等の活動の活性化を図ります。	
優先的施策名	[施策 42]【継続】 地元との協働・連携による潤いのある都市空間の形成
・利根川・小貝川及び周辺緑地等の自然環境や美しい田園風景を将来にわたって保全していくためには、市全体で守り育てる意識を高める必要があります。 ・そのため、行政、市民、自治会町内会、NPO法人、市民活動団体、事業者等、多様な主体が参加する環境保全活動や清掃活動、美化活動等を支援します。 ・このような活動を活性化することでより緑に対し関心や愛着を醸成し、多くの市民が利用、活用することで拠点性を高め、これらの緑環境を多様な活動の場に発展させ、自然豊かな潤いのある都市空間の形成を目指します。	
優先的施策名	[施策 47]【新規】 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくり
・既成市街地内に点在している未利用地は、コミュニティガーデンとしての活用を図るとともに、「とりでオープンガーデン※」と連携したふれあいの場づくりを推進します。 ・具体的には、地域住民の要望や意見を踏まえ、気軽に集うことのできるスペースとしての活用や、街並みの美化に資する花壇の設置等により、景観上の改善のみならず身近なコミュニティ活動の場として有効に利用できるよう、方策についての情報提供や、仕組みづくりを進めます。	
優先的施策名	[施策 51]【新規】緑の保全活動の担い手づくり
・緑の保全活動に必要な人材の育成に際し、知識や技術の普及を図るため、保全活動の入門講座を開催するNPO法人や市民活動団体の活動を支援し、将来にわたって市の緑の担い手を育成することに努めます。 ・具体的には、各団体の活動内容を市ホームページや広報誌でPRし、多くの市民の方に緑の大切さを理解してもらったり、緑化活動に関心を持ってもらえるよう努めます。 ・さらには緑の保全活動への参加を促進し、新たな担い手づくりを支援します。	

優先的施策名	[施策 19]【継続】緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上
	・小貝川リバーサイドパーク、藤代スポーツセンター、県南総合防災センター、フラワーカナル等は、緑と水辺の拠点として周辺施設と一体的に活性化を図ります。 ・小貝川リバーサイドパークにはバーベキュー広場があり、スポーツ自転車競技の大会も行われる等、市民に限らず、多くの人に利用される施設です。 ・藤代スポーツセンターは体育館、野球場、多目的グラウンド、テニスコート等を備え、各種スポーツ大会や講習会も開催されています。また、ピクニック広場は家族で散歩等を楽しめる場所となっています。 ・県南総合防災センターは、平常時には防災に関する知識の習得や防災意識の向上を目的とした学習施設であるとともに、住民のレクリエーションの場として活用されています。 ・小貝川フラワーカナルでは、春には「春の花まつり」が開催され、毎年 2,000 人から 3,000 人の方が市内外から訪れ、ポピーの花を見ながらコンサートを楽しむことができます。コスモスが咲く秋にも多くの人を訪れます。 ・このような各施設の特色を活かし、市内外からの来訪者に対し目的別や季節ごとに情報発信を行うとともに、案内の充実、公園や施設間の連携による回遊性の向上等に取り組み、多くの人に年間を通して親しまれる一体的な拠点として活性化を図ります。

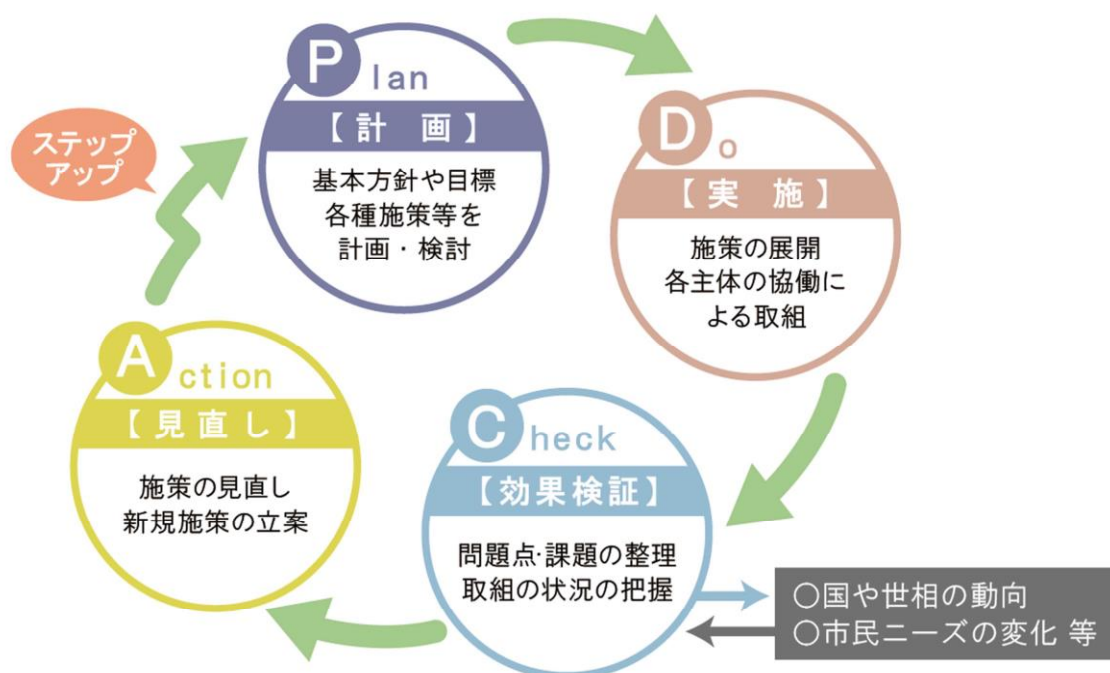
2 計画の進行管理

2-1 緑の基本計画に関する計画の進行管理

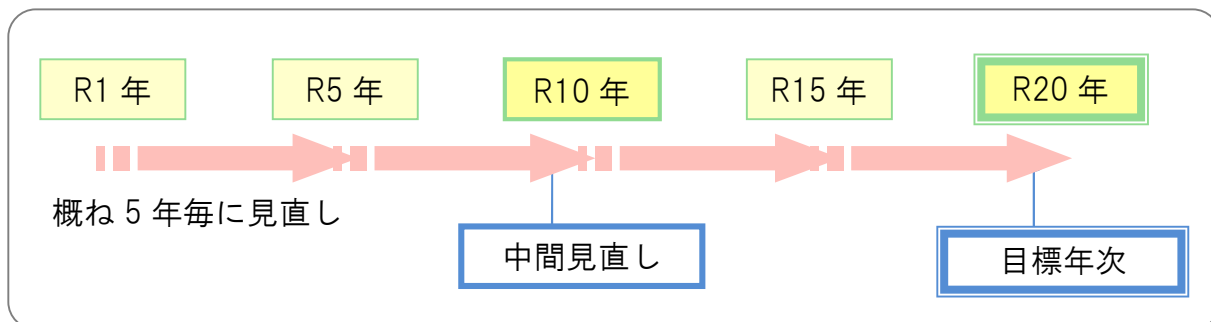
本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（効果検証）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルに基づき行います。

具体的にはPLANで緑の基本計画の基本方針や目標、各種施策等を計画・検討し、DOで施策の展開、各主体の協働※による取組を行い、CHECKで問題点・課題の整理、取組の状況を把握し、ACTIONで施策の見直しや新規施策の立案をし、適切な計画の進行管理に努めます。

なお、PDCAサイクルの「DO（実施）」にあたる施策を展開していくために、各取組の具体的な事業内容と工程、優先順位等を明確にした上で、実行していきます。



また、本計画の進行管理として、計画期間の 20 年を概ね 5 か年ごとに区分します。当初の 5 年間は優先的施策に着手し、その後は施策の本格的な推進に向けて段階ごとに計画を更新していきます。



PDCA サイクル

資料

1 緑を推進する施策の一覧表

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 1	水辺環境の保全	○		48
施策 2	水辺景観の魅力向上	○		48
施策 3	田園景観の保全	○		48
施策 4	都市計画制度※を活用した農地の保全	○		49
施策 5	農地の流動化の検討	○		49
施策 6	農に参加する機会の創出		○	49
施策 7	農を通した生活空間の充実		○	49
施策 8	農地を活かした交流拠点づくり	○		49
施策 9	地域の特色を活かした緑の保全・形成	○		50
施策 10	歴史あるみどりの周知	○		50
施策 11	緑地の保存制度の活用	○		50
施策 12	近郊緑地保全区域※の保全	○		50
施策 13	斜面林の保全		○	51
施策 14	斜面林保全※の優先度評価の実施		○	51
施策 15	オープンスペース※の確保	○		52
施策 16	緑の拠点の環境と景観の保全	○		52
施策 17	歴史と一体となった環境整備	○		52
施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上	○		52
施策 19	緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上	○		53
施策 20	緑と水辺の拠点の景観形成	○		53
施策 21	井野小学校跡地の整備		○	53
施策 22	水辺の環境づくり	○		54
施策 23	サイクリングロード未整備区間の整備	○		54
施策 24	親水緑地※の整備	○		54
施策 25	街路樹の維持・管理	○		54
施策 26	公園の空白域への公園・緑地等の確保		○	55
施策 27	住宅地や事業所の良い環境形成	○		55
施策 28	大規模工場と住宅地との共生	○		55
施策 29	自然資源の観光資源活用	○		55

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 30	市民参加によるみどりの整備の推進・支援	○		55・62
施策 31	公園施設の長寿命化対策	○		56
施策 32	公園等のバリアフリー化	○		56
施策 33	緑の適正な維持管理と集客施設の緑化		○	56
施策 34	ニーズを踏まえた公園整備	○		56・59
施策 35	都市内の緑環境の整備	○		57
施策 36	市民緑地※の整備	○		57
施策 37	公園・緑地の積極的な整備		○	57
施策 38	井野小学校跡地の避難場所等への活用	○		57
施策 39	防災機能の充実	○		58
施策 40	多目的機能※の確保	○		58
施策 41	避難場所としての整備	○		58
施策 42	地元との協働※・連携による潤いのある都市空間の形成	○		59
施策 43	緑地等の積極的な保全・管理	○		59
施策 44	緑の活動に関するネットワーク※づくり		○	60
施策 45	緑化支援制度・助成制度※による緑化の推進	○		60
施策 46	オープンガーデン※の検討		○	60
施策 47	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデン※づくり		○	60
施策 48	緑のカーテンコンクールの実施	○		60
施策 49	環境学習の支援・推進	○		60
施策 50	土地所有者間における情報共有の推進	○		61
施策 51	緑の保全活動の担い手づくり		○	61
施策 52	緑に関するイベントの開催	○		61
施策 53	市民との協働※による緑の地域資源の発掘		○	61
施策 54	緑に関する情報提供の実施	○		61
施策 55	取手市優良緑化施設認定制度※		○	62
施策 56	みどりの創出のための制度の活用	○		62
施策 57	計画の推進に向けた役割分担		○	63

2 用語解説

【あ】

運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり15～75haを標準として設置する。
NPO	民間の営利を目的としない団体の総称で、自発的に公益的な活動を行う。このうち、法人格を取得した団体を一般的にNPO法人という。
オープンガーデン	私有地である庭等を開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまった。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建築物が建てられていない土地。

【か】

河畔林	河川の周辺に繁茂する森林のこと。
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
環境基本計画	国や地方自治体（時には民間企業等）の環境保全に関する基本的な計画。
既成市街地	産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域のこと。
協働	多様な主体が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法に基づき、無秩序な市街化の防止を目的に指定）において、良好な自然の環境を有する緑地を保全するため指定される区域。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
建築基準法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。
公園誘致圏	公園を利用する人の範囲を表す距離をいう。公園の配置計画においては誘致距離を表す円によって、その区域がほぼ覆われるように配慮する。
公開空地	建築基準法の総合設計制度により、ビルやマンション等開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域。
公共施設等総合管理計画	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化。公共施設等の最適な配置を実現する計画。
コミュニティガーデン	住民が地域の中に共同で花壇等を造成・管理するもの。
緩衝緑地	住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭等の公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止等を目的として設けられる緑地。

【さ】

市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
施設緑地	公園や緑地等として整備を図る都市施設 例：都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園等）、都市緑地（整備を伴う緑地）、広場等。
市民緑地	都市緑地法に基づき、地方公共団体等と緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。
社寺林	神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。
斜面林保全	環境・生態系保持に重要な、斜面の森林の保護・整備を行う活動。
住区基幹公園	安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
将来都市構造図	将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を概念的に示すもの。
親水緑地	水や川に触れやすい環境を作り、親しみを深めることができる緑地。
スマートウェルネスとりで	子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせるまちづくりのこと。 取手市では、地域で元気に暮らせる社会を実現するために、スマートウェルネス（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）のまちづくりを進めている。
生産緑地地区	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街化区域内の保全すべき農地として指定されたもの。地区内の農地を生産緑地という。概要は以下のとおり。 ・指定の条件…市街化区域内の農地で、面積が一団として500㎡（条例で300㎡まで引き下げ可能）以上であることなど。 ・指定の効果…農地としての管理義務（行為の制限）、固定資産税・相続税の負担の軽減など。 ・行為の制限の解除のためには、市長に対し生産緑地の買取り申し出を行い、3ヶ月の間にその所有権が移転されないことが必要。 ・買取り申し出を行うためには、指定後30年経過や営農者の死亡等の事由が必要。
生産緑地法	生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする法律。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念である。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動等総合的に利用することを目的とする公園園都市規模に応じ、1箇所当たり10-50haを標準として設置する。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

【た】

大規模工場緩衝緑地	大規模工場の、騒音、振動、大気汚染、悪臭等を緩和したり、防止することを目的として設けられる空地。
多目的機能	平常時の機能以外にも、災害時の避難場所になる等、複数の用途で利用ができる機能。
地域制緑地	緑地の開発に許可等が必要な地域。
地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
特定生産緑地	生産緑地地区内の農地（生産緑地）で買取り申し出可能時期を迎えるものについて、その時期を10年延期し、生産緑地の保全を図るための制度。
特定地区公園（カントリーパーク）	都市計画区域外の農山漁村において生活環境を改善するため、都市公園に準じて設置されている公園。
都市計画制度	まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく制度。
都市計画法	都市の健全な発展等を目的とする法律。
都市計画マスタープラン	都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
都市公園基本構想（マスタープラン）	都市における公園の具体的な空間構成や動線計画及び、主要導入施設を検討するとともに、公園を構成する主要施設の基本的配置を検討する基本構想。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形状の変更に関する事業。

【な】

ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。
--------	-------------------------------------

【は】

フラワーカナル整備	花の運河という意味の花畑の整備。
PFI事業	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で公共サービスの提供を行うこと。
ポケットパーク	ポケットのように小さい規模の公園。

【ま】

まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す政策。
-----------------	--

【や】

屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林。
-----	-----------------------

【ら】

ライフサイクルコスト	製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。
緑化支援制度・助成制度	緑あふれる街並みの形成をめざして、住宅や事業所を緑化する場合、その費用の一部を支援補助する制度。
（優良）緑化施設認定制度	民間の建築物の屋上、空地等敷地内を緑化する計画（緑化施設整備計画）について、市町村長の認定を受けることができる制度。
緑地管理機構	都市緑地法に基づき、緑地整備や管理について一定の能力を有し、県知事から指定を更けた公益法人または特定非営利活動法人のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路等を主体とする緑地。

取手市 緑の基本計画

編集・発行 取手市 建設部 水とみどりの課
〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地
TEL：0297-74-2141（代）
発行日 令和元年 9 月